

付属文書

アクションプラン（個別施策工程表）

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

(1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

●現在の課題

○地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向けて、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々な地域のプレイヤーが連携していくことが必要である。

●必要な対応

○以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組を通じ、地域中核企業のグローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。

1. 各省連携の下、経験豊富な人材による企業の事業化戦略の支援や企業ニーズと大学・研究機関等とのマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化等を通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地域経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
2. 地域の大学・公的研究機関等が、特色ある研究資源をいかしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高等専門学校等のニーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービス等を展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成等を通じて、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。あわせて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出につなげる。また、標準化活用支援パートナー機関（地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等）と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を確立し、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。
4. 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。
5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○「橋渡し」促進のための大学や公的研究機関（産総研、公設試等）及び中堅・中小企業間の連携・共同研究の実施 ○経験豊富な人材による大学等の研究成果と民間企業ニーズのマッチング・連携の支援 ○産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築支援 ○「グローバル・ネットワーク協議会」を設置し、事業化戦略の立案や販路開拓等を支援	○地域経済を牽引^{けん}することができるようなプロジェクトの組成 ○大学等における産学連携機能の強化を通じた、地域の発展に寄与するシステムの構築 ○民間事業者等との連携も踏まえた、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成 ○先端的な科学技術の社会実装の場としての地域の活用 ○地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援 ○「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、事業化戦略の立案や販路開拓等を支援 ○地域の特色をいかした研究施設等における高度利用支援体制の運営及び当該施設等の共用を通じた地域内外からの多数の資源（人材、技術等）を取り込んだ研究開発の推進
2020 年 KPI （成果目標）	○地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5 年間で約 1,000 支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）を、取引先への波及効果も含め、5 年間で 3 倍増とすることを目指す ○大学等における民間企業との共同研究実施件数（2013 年度 17,881 件）又は金額（2013 年 39,023 百万円）を 5 割増（2014 年 共同研究実施件数 19,070 件、金額 41,603 百万円） ○産学官が集積したイノベーション創出拠点のうち、過半数において、同拠点が設定した具体の目標（雇用創出効果、経済波及効果等）を達成	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

(1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

●現在の課題

○地域の中核企業へと成長する余地のある、潜在的成長力を持った企業については、その掘り起こしや、育成に向けた技術面・資金面・人材面・マーケティング等で不足する部分への支援が不十分である。

●必要な対応

- 支援人材を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を^{けん}牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、グローバルな展開も視野に入れた地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、事業化のための研究開発の取組を支援する。
- その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握・分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することを促進して、地域の自立的な支援体制の構築を図る。
- あわせて、商工会議所や商工会による積極的な経営支援、産業支援機関での専門支援人材による知見の提供、地域金融機関等によるコンサルティング機能の発揮、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）の産業調査力をいかしたバリューチェーンコア企業のサポート等を通じた総合的な支援体制を強化する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○中核企業創出支援 ○ODA を活用した中小企業等の海外展開支援 ○全国の大学と地域企業のマッチング・連携の支援などの取組	○地域中核企業候補を発掘するとともに、地域中核企業の更なる成長に向けた取組を支援 ○起業・創業支援等の取組支援体制の整備 ○ODA を活用した中小企業等の海外展開支援
2020 年 KPI （成果目標）	○地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5 年間で約 1,000 支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）を、取引先への波及効果も含め、5 年間で 3 倍増とすることを目指す	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

(1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、日本版 DM0 の育成・支援等

●現在の課題

- 単純に既存の地域製品の売上拡大を目指すだけでは、地域同士による、既存市場の奪い合いに陥る懸念がある。既存市場とは異なる新たな「ふるさと名品市場」の開拓と、同市場開拓の司令塔となる地域商社が必要となるが、その重要性に対する認識自体が、未だ十分に浸透していない。
- 新たな「ふるさと名品市場」開拓の必要性も含め、地域商社の必要性・成功事例やその取組のエッセンスの全国的な共有を進め、各地の地域商社機能と、全国規模の通販事業者、物流事業者、新聞・雑誌等の媒体など「ふるさと名品市場」の開拓を目指す様々な事業者との連携を進める必要がある。

●必要な対応

- 既に地域に豊富に存在する、観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域製品や自然などの地域資源を活用した、域外から「稼ぐ力」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。
 1. 観光地経営の視点を持った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、日本版 DM0（注）の設立・育成を加速する。また、日本版 DM0 を担う人材を育てるための人材育成プログラムの開発・提供を行うとともに、観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DM0 クラウド」の開発・提供により、戦略的なマーケティングの導入促進、日本版 DM0 間の連携の促進や優良事例の横展開を行い、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりを促進していく。
(注) Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS 等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。
 2. 「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー」をはじめ、地域の製品と消費者を直接つなげ、伝えるために行われている全国レベルでの民間の活動を活性化させ、地域製品の良さを都市部の消費者に伝える機会を拡大する。また、新たに「地域商社協議会」を設置し、地域商社事業の創設を目指す関係者を全国から集め、手引書等も活用した先進的な事例や知見の提供、関係企業とのマッチングを通じ各地での事業化・事業拡大を支援していく。さらに、DM0 や「稼げるまちづくり」等と連携した取組と地域商社間の連携を促すため、情報交換の場の提供にも活用していく。これらの取組に加え、モデル的な地域商社の設立と普及を地方創生交付金等を活用して加速していく。
 3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。
- ローカル・クールジャパン推進のため、地域におけるクールジャパン資源を海外展開やインバウンドにつなげる地域プロデューサーのリスト化を進める。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○DMO クラウドの開発・提供 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等による日本版 DMO の人材育成支援 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」改訂 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○海外の有識者を招いた全国でのシンポジウム開催による地域の理解の促進 ○ふるさと名物商品・旅行券事業等による地域産品等の販路開拓支援	○DMO クラウドの普及促進 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供による日本版 DMO の人材育成支援 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○モデル的な地域商社の設立の加速 ○伝統的工芸品産業への支援、産地ブランド化の推進
2020 年 KPI （成果目標）	○日本版 DMO の設立数 100 ○モデル的地域商社の設立数 100 ○伝統的工芸品の生産額、従業者数等の減少傾向を反転させる（2010 年度から 2014 年度までの 5 年間平均 生産額 4 % 減少、従業者数 3 % 減少）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

(1)-(ア)-C-① サービス産業の生産性向上

●現在の課題

○広義のサービス産業は GDP で約 75%（358 兆円（2013 年））を占めるが、卸売・小売、医療・介護・保育、宿泊・飲食、運輸などのサービス産業は製造業と比較して労働生産性が低い。また、サービス産業は地域の人口規模・密度が生産性に及ぼす影響が大きいいため、大都市と比較すると、地方のサービス産業における生産性は低い水準にある。さらに、地方においてはサービス産業の占める割合が高く、これにより地方における労働生産性が押し下げられているといった課題がある。

○このため、既存のサービス産業の生産性の向上と、生産性の高い新たな産業・事業の立ち上げが不可欠である。

●必要な対応

○大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域サービス産業の生産性を引き上げるため、以下の取組を進める。

1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、IT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。

○また、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

○加えて、IoT の戦略的活用等を通じて、ローカル・サービスの生産性向上を推進する。具体的には

1. 2020 年までに、全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、地元のサービス事業者にもワンストップで対応できるようにするとともに、さらに中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の認定計画に基づく優良事例の発掘・横展開、サービス経営人材の育成、「おもてなし規格認証」の全国約 30 万社による認証取得に向けた取組等を進める。
2. 地域における IoT ビジネス創出のための取組を「地方版 IoT 推進ラボ」として選定し、新しい IoT ビジネスの創出を推進する。
3. 中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の拡充。
4. 訪日外国人の属性情報等を事業者間で ID 連携／情報連携を可能にする「おもてなしプラットフォーム」や本人の関与に基づき個人に関わるデータの流通を活性化する仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）であるパーソナル・データ・ストア（PDS）の活用検討等、IoT やクラウド等を活用した「おもてなし」を実現する共通基盤の社会実装を実現する。実証事業を進めた上で、様々な地域に普及していくことで、様々な民間事業者への参加・連携を促し、訪日観光客に対して高品質・高効率なサービスの提供を可能とする。

○その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○日本経済再生本部による「サービス産業チャレンジプログラム」の決定 ○「日本サービス大賞」の創設、地域におけるヘルスケア産業創出の支援 ○中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証 ○中小企業等経営強化法の施行 ○選定された「地方版 IoT 推進ラボ」に対し、IT 技術、ビジネスに詳しい専門人材の派遣や、IoT を活用したビジネスモデルの知見の共有化を図るための研修会等を実施 ○中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の整備	○IT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及 ○先進的な事例を横展開するための改善普及活動の推進 ○地方において「サービス産業チャレンジプログラム」を有効に展開するための体制整備 ○専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」の促進 ○ヘルスケア産業創出のため、関係者の連携促進や、社会実装のための実証支援 ○中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証 ○中小企業等経営強化法の運用強化 ○「地方版 IoT 推進ラボ」選定地域の取組支援の一層の推進 ○中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の拡充 ○IoT やクラウド 等を活用した「おもてなし」を実現する共通基盤の社会実装を実現するための基盤的なシステムの構築や、必要なルールの策定 ○その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策の推進
2020 年 KPI (成果目標)	○サービス産業の労働生産性の伸び率 0.8%（2011 年～2013 年平均）を約 3 倍（2.0%）に拡大（2014 年 1.0%） ○ヘルスケア産業の市場規模を、現在の 4 兆円（2012 年）から 10 兆円（2020 年）に成長（2015 年度 5.5 兆円） ○「医療機器開発支援ネットワーク」を通じた医療機器等の実用化に向けた、専門家による伴走コンサルティングの実施件数 500 件以上を支援（専門家による伴走コンサルティング支援実施件数：334 件（2016 年 8 月末時点）） ○2020 年にサービスなど非製造分野におけるロボットの市場規模を 20 倍に拡大（600 億円→1.2 兆円）（2014 年度 610 億円）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

(1)-(ア)-C-② まちづくりと連動したサービス業の展開

●現在の課題

- 地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するためには、「稼ぐ力」の獲得、「地域価値」の向上、官民連携といった視点からの取組が重要となるが、従来までの取組は、まちづくりのハードを担う都市政策とまちづくりのソフトを担う産業政策の連携が不十分であった。
- このため、国や地方公共団体の縦割りを排し、ハードとソフトの政策間連携を推進するとともに、地方における先進的な好事例を地域を越えて展開することが不可欠である。

●必要な対応

- まちづくりのソフトを担うサービス業とまちづくりのハードを担うインフラ整備が連携して、ひとが賑わう、活気のあるまちづくりに取り組むことができるよう、先進的な事例の発掘と育成に努める。
- また、これらの事例も踏まえつつ、適切な KPI の設定をはじめ、ソフトとハードが連携した的確なまちづくりの推進に向けたツールの整備等に取り組む。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○サービス業とインフラ整備が連携した、先進的な事例の発掘と育成（予定）	○ソフトとハードが連携した、的確なまちづくりの推進に向けたツールの整備
2020 年 KPI （成果目標）	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク等の整備

●現在の課題

○地域企業による生産性・効率性の向上や「雇用の質」の確保・向上に向け、地域における金融機関や地域の支援機関による支援の高度化が必要である。

●必要な対応

○地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、地域企業の評価指標・手法の活用を進めることが重要。このため、地域企業の経営改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていく上での参考ツールとして、ローカルベンチマークの普及、活用を促していく必要がある。

○2015年5月より「ローカルベンチマーク検討会」を関係府省庁出席の下開催し、地域企業がもたらす地域経済へのインパクトや当該企業の成長余力、持続性・生産性等の視点から、具体の判断指標・手法について検討を行い、2016年3月にローカルベンチマークを公表。今後は、地域中核・中小企業等支援施策におけるローカルベンチマーク活用を推進し、その普及を図ることで、地域の金融機関や支援機関が企業との対話を深め、成長資金の供給等の生産性向上につながる経営支援の実施を促していく。また、有効事例の紹介や更なるデータ分析を通じ、ローカルベンチマーク自体を更新・発展させる。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	○2016年4月から本格運用を開始 ○有効事例の紹介や更なるデータ分析を通じたローカルベンチマークの更新・発展に向けたローカルベンチマーク活用戦略会議を開催	○地域中核・中小企業等支援施策でのローカルベンチマーク活用の推進 ○金融機関や支援機関からのフィードバック等を踏まえて、ローカルベンチマークを更新・発展させるとともに、パンフレットなどの広報ツールを利用して、普及を促進する
2020年KPI (成果目標)	○支援機関等におけるローカルベンチマークの認知度を80%とする	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-② 地域に根付いた技術の継承・高度化等

●現在の課題（農業については(1)-(エ)-④を参照）

（建設業について）

- 建設投資の急激な減少や競争の激化により、地域の建設企業の経営を取り巻く環境が悪化し、若手入職者の減少、高齢化の進行などの構造的な問題が発生している。
- 今後の少子高齢化の進展を見据え、建設産業が「地域の担い手」として持続的に役割を果たしていくため、若者をはじめとする担い手の確保・育成が課題となっている。
- 加えて、将来の労働力人口の減少を踏まえ、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性向上に取り組む必要がある。

●必要な対応（農業については(1)-(エ)-④を参照）

（建設業について）

- 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入促進、ダンピング対策の強化や歩切りの根絶による適正利潤の確保等を通じた技能労働者の処遇改善
- 安定的・持続的な公共投資の見通しの確保
- 若者や女性の更なる活躍の推進や、円滑な技能承継にも資する教育訓練の充実強化
- 新技術・新工法の開発・活用、施工時期等の平準化、適正工期の確保、人材の効率的活用、重層下請構造の改善などによる建設生産システムにおける生産性向上

●短期・中長期の工程表（農業については(1)-(エ)-④を参照）

（建設業について）

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○社会保険等未加入対策の徹底 ○建設キャリアアップシステムの構築に向けて官民で検討 ○「地域の守り手」の確保のための多様な入札契約方式の導入・活用促進 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）と建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の一体的改正（担い手 3 法の改正） ○「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の策定、実践 ○「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」の発足	○引き続き、社会保険等未加入対策の徹底 ○建設キャリアアップシステムの運用を支援 ○「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」等の実践
2020 年 KPI （成果目標）	○建設業許可業者の社会保険への加入率：2017 年度を目途に 100%（2015 年 95%） ○「登録基幹技能者制度」に基づく登録基幹技能者の数：2020 年度末までの増加傾向	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-③ リスク性資金の充実にに向けた環境整備

●現在の課題

○我が国、とりわけ地方においては、成長資金の供給が不足している。地方に新しい投資循環を形成し、ひとや資金がめぐり、生産性が高く活力に^{あふ}れた産業を取り戻すためには、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められることが必要であり、それを支えるリスク性資金の充実にに向けた環境整備が重要である。

●必要な対応

○金融機関、支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

○地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域の中核を担う企業等に対する長期性資金や DBJ の特定投資業務、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）（注 1）や独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）による官民ファンドと地域金融機関等が設立する地域ファンド等、既に整備されている枠組みの活用を促す。加えて、証券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能をいかした取組を促す。

（注 1）REVIC は、事業再生や地域経済活性化に係る事業活動に対する支援等に係る業務を行う。

○地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A 等を伴った事業承継への取組に向けて、金融機関と REVIC が連携したファンドや中小機構のファンドの活用を促進する。

○創業、事業承継、企業再建等の局面にある中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用を促す。

○農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE（注 2）及び A-FIVE から出資を受けたサブファンド）の運営の改善や地域金融機関等のコンサルティング機能等を活用しつつ、6 次産業化の取組を拡大する。

（注 2）Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan（株式会社農林漁業成長産業化支援機構）の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013 年に設立。

○国内外の情報ネットワークを有する DBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下、「CJ 機構」という。）の活用を図る。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○REVIC や中小機構によるファンドの設立と運用 ○株式会社商工組合中央金庫の「グローバルニッチ トップ支援貸付制度」、「地域中核企業支援貸付制 度」、「地域連携支援貸付制度」の運用 ○DBJ の特定投資業務の運用 ○株式会社日本政策金融公庫等による資本性ロー ンの実施	○政府系金融機関の出融資機能・官民ファンド・地域ファンド 等既に整備されている枠組みの活用 ○証券会社やプライベートエクイティファンドの参画
2020 年 KPI （成果目標）	○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等（モニタリングの実施） ○主要な施策についての地域企業、その他の関係者の認知度等	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-④ 創業支援・起業家教育

●現在の課題

○地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済の活性化にもつながる若者、女性を中心とした創業の促進がまだまだ不十分であり、リスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育及び新陳代謝の促進等が必要である。特に、事業の新陳代謝が少ない地方においては、既存企業が事業承継を契機に新たな事業分野に挑戦する「第二創業」を含む、後継者による新たな取組の促進を図ることも課題である。

●必要な対応

- 農産品の生産から食品加工業、流通販売業等、地域に根付いた事業の創業や後継者による新たな取組（第二創業等）を支援するため、各地域の特性を踏まえた、創業のための包括的な支援を行う。
- 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、市区町村が作成する「創業支援事業計画」を国が認定することにより、地域における創業支援体制の整備を進める。
- 具体的には、ベンチャー企業や大企業等からなるベンチャー創造協議会の活用によるビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、第二創業者に対する支援、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）の活性化等を通じ、各種創業を支援する。
- DBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造について、地方への普及・展開を図る。
- 株式会社日本政策金融公庫等が開催する「ビジネスプラン・グランプリ」・出張授業等や DBJ が開催する「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」等を通じて、創業マインドの向上を図るとともに、起業家教育の充実を図る。
- 創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○ベンチャー創造協議会を設立し、ベンチャー企業と大手企業等のマッチングイベントを開催 ○中小企業庁が主催する「創業スクール選手権」を開催 ○「ふるさと投資」連絡会議を開催し、情報共有や「ふるさと投資」の手引きの作成、普及等を推進	○支援策を本格稼働 ○関係省庁等が引き続き創業支援・起業家教育のための各種イベント等の取組を進めるほか、特徴的な取組事例を共有する

	○株式会社日本政策金融公庫において、「第4回高校生ビジネスプラン・グランプリ」を開催（応募校数・件数ともに過去最高を更新） ○株式会社日本政策金融公庫において、女性起業家への融資後の経営サポートを目的に、「女性起業家サポートライン」を開設 ○DBJにおいて、女性起業家を対象とした「第5回 DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」を開催	
2020 年 KPI （成果目標）	○開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10%台を目指す（2014 年度 開業率 4.9%、廃業率 3.7%） ※開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする ※補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10 年間で倍増させる」を設定	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑤ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

●現在の課題

- 中小企業・小規模事業者における後継者問題については、事業引継ぎ支援センターを全国に設置することで、親族内承継から第三者への事業引継ぎまでの幅広い相談対応や、後継者不在に悩む事業者と事業を拡大したい企業等とのマッチング支援を実施しているが、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展しており、事業承継の円滑化に向けた取組の強化は喫緊の課題である。
- 事業の収益力はあるものの、債務超過など財務上の問題を抱える一方、自らでは事業再生のための抜本的な対策や、必要な経営改善計画を策定することが困難な中小企業が多数存在する。他方、こうした事業者が地域の雇用と需要を担い、その生活基盤を支える役割を果たしていることから、こうした中小企業の事業再生・経営改善の取組を促進する必要がある。

●必要な対応

- 事業承継ガイドラインの活用促進を通じて、事業承継に向けた早期・計画的な取組を支援する。また、地域における事業承継支援体制の整備・強化や、事業引継ぎ支援センターの体制強化等により、事業引継ぎマッチングを更に促進する。さらに、税制面・金融面の支援の強化を含む総合的な支援措置の充実により、事業承継の円滑化に向けた取組を推進していく。
- 地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けて、金融機関と REVIC が連携したファンドや中小機構のファンドの活用を促進する。
- 抜本的な事業再生が必要な中小企業・小規模事業者に対し、中小企業再生支援協議会が、債権放棄等の抜本再生を含む事業再生計画の策定を支援する。
- 中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、地域金融機関等）を活用した経営改善計画の策定支援及びフォローアップを行う。また、これらの中小企業による取組を、各地域の信用保証協会が側面から支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○事業引継ぎ支援センターにて事業承継に係る相談対応 ○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を実施 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進	○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を促進 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進 ○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための投融資やマッチング支援等の促進

	○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための 投融资の実施、マッチングの支援等	
2020 年 KPI (成果目標)	○事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数：1,000 件超/年（2020 年度） （2016 年 4 月～9 月累計：196 件）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑥ 円滑な事業整理のための支援

●現在の課題

○中小企業の円滑な事業整理の支援を行うことで、思い切った事業展開や、早期の事業再生や事業清算への着手を促すことが重要である。

●必要な対応

○「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVIC の経営者保証付債権等の買取り・整理業務（特定支援）の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等を行う。

○地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うため、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○「経営者保証ガイドライン」の活用の促進に向けた周知・普及事業及び金融機関における活用実績の公表等を実施 ○よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応 ○小規模企業共済制度による廃業準備貸付の着実な実施 ○OREVIC において、特定支援案件事例集を公表 ○都道府県宛に所要の条例整備等を文書にて要請し、加えて、訪問時に個別要請を実施	○引き続き、経営者保証ガイドラインの周知・普及、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施に取り組む ○引き続き、特定支援の積極的な活用を促す ○所要の条例整備等の促進を継続する
2020 年 KPI （成果目標）	○「よろず支援拠点」にあった相談に対し、経営課題の解決の対策が立てられた件数の割合が 80%になることを目指す ○相談の課題解決状況等（よろず満足度調査で実施）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑦ 地域における対内直接投資の拡大

●現在の課題

- 日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率は 4.8% (2014 年末) と、先進諸国平均の約 35%と比較して極めて低く、182 か国中 179 位で、その約 7 割が東京に偏在している。
- 地方には大きな外資誘致ポテンシャルがあるが、地方における外資誘致の最大の課題は、①投資までには段階を踏む必要があり、時間がかかること (最初は人やモノの移動・交流から始まる)、②外国企業誘致のメリットの認識不足、③誘致ノウハウの欠如とされている。

●必要な対応

- 海外から地方への直接投資を喚起するため、各地域において問題意識を醸成するとともに、様々な角度から以下の支援を行う。
 - ・ 地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催、ミッション受入れ等への支援
 - ・ 地方公共団体の外国企業誘致能力の強化 (先進事例の共有、「地域経済分析システム (RESAS)」等を活用した地域の魅力分析、職員向けの外資誘致実務研修や専門人材の活用)
 - ・ 総務省のデータベース「地域の元気創造プラットフォーム」等を活用した誘致体制の強化
 - ・ ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充
 - ・ ジェトロにおける外国企業誘致コーディネータ (広域地方ブロック圏内で活動する誘致専門人材)
 - ・ 「対日直接投資推進会議」を司令塔とした、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現への政府横断的な取組 等

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○2016 年中に地方公共団体等の職員向けの外資誘致実務研修や専門人材の活用を開始するとともに、ジェトロにおける外国企業誘致コーディネータの活用を開始 実務研修は札幌、仙台、東京、名古屋、広島、香川、福岡、那覇で実施 (予定含む) 外国企業誘致コーディネータは、大阪、仙台、横浜、名古屋、京都、広島、福岡に配置 (予定含む)	○外資誘致実務の実践的な研修や外国企業誘致コーディネータの活用等を通じて、地方公共団体との協働による誘致活動を強化する

2020 年 KPI (成果目標)	○対日直接投資残高を 2020 年までに 35 兆円とする (2015 年末 24.4 兆円)
----------------------	---

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
E 地域全体のマネジメント力の向上

(1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

●現在の課題

- 生産性向上には、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの稼ぐ力の向上を図っていくことが不可欠である。他方、思い切ったマーケティングや販路開拓に取り組もうとすれば、地域資源を均等かつ平等に取り扱うことが難しく、地域内部の利害関係を調整しきれないために、次の一步を踏み出せないことも多い。
- 他方、地方創生の現場では、ややもすれば陥りがちな身内の対立解消も含め、プロジェクトの組成をリードできる優れたリーダーが不足。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の実施体制を強化していくことが必要である。

●必要な対応

- 各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図るよう、人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容		○「プロフェッショナル人材戦略拠点」を事務局として協議会組織や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進める
2020 年 KPI (成果目標)	○都道府県での成長戦略策定等に係る協議会等組織の設立数	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
E 地域全体のマネジメント力の向上

(1)-(ア)-E-② 官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等

●現在の課題

- 生産性向上には、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの稼ぐ力の向上を図っていくことが不可欠である。他方、思い切ったマーケティングや販路開拓に取り組もうとすれば、地域資源を均等かつ平等に取り扱うことが難しく、地域内部の利害関係を調整しきれないために、次の一步を踏み出せないことも多い。
- 地方創生の現場では、ややもすれば陥りがちな身内の対立解消も含め、プロジェクトの組成をリードできる優れたリーダーが不足している。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の実施体制を強化していくことが必要である。
- 身近なサービスを提供する既存の非営利団体や民間企業等は、それぞれの地域の直面する課題に応じた総合的・効率的なサービス提供に適さない部分があるなど事業主体の在り方が課題となっている。
- 高齢者ケア、育児支援など社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品などを活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業など社会的意義の高い事業シーズが多く残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性について課題を残している。

●必要な対応

- 各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版 DM0、地域産品における地域商社など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。
- こうした戦略の実施・具体化の検討に併せて、社会的事業においても、しっかりとしたビジネスモデルの構築と、クリアな事業ガバナンスを確立することにより、社会的投資を呼び込めるような仕組みづくりについて、様々な角度から検討を行うとともに、民間事業のノウハウを最大限に生かして地方公共団体支援から自立できる、自走能力の高い組織形成を支援するため、すでに成功経験のある事業経験者（組織の「創り手」）を地方に派遣する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○社会的投資を呼び込めるような仕組みづくりについて、様々な角度から検討を行う	○観光における日本版 DM0、地域産品における地域商社など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促す ○事業主体の在り方等の検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を実施 ○すでに成功経験のある事業経験者（組織の「創り手」）の地方への派遣
2020 年 KPI （成果目標）	○地域を支える多様な事業主体にふさわしい制度を確立	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組
F ICT 等の利活用による地域の活性化

(1)-(ア)-F-① ICT の利活用による地域の活性化

●現在の課題

- 地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。
- 農業、医療、教育、防災などの様々な分野で地域の活性化を阻害する諸課題が存在する。
- 医療、農業(食)など生活に身近な分野において、地域発の IoT サービスの創出・展開が十分行われていない。
- 地域における ICT への利活用について、「予算の制約」、「利用イメージ・効果が見えない」、「人材の不足」、「推進体制が確立できていない」といった課題があり、関心はあるが特段の取組を行っていない地方公共団体が多数存在している。

●必要な対応

- 地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上で ICT は有効なツールである。
- 距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT、とりわけ生活に身近な分野の IoT の一層の利活用について、2020 年までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、医療・教育・雇用・観光・農業・行政・防災など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、居住地域に関係なく質の高い学習を享受できるよう、教育における ICT の活用を推進する。
- 地域においても ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなど地域における通信・放送環境の整備を推進する。
- 地方公共団体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、医療、農業(食)など生活に身近な分野における IoT サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンス(参照)モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技術イノベーションをいかした、地域の課題解決に向けた取組を支援 ○2020 年までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、全国展開を推進	○イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技術イノベーションをいかした、地域の課題解決に向けた取組支援の一層の推進 ○2020 年までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、ロードマップの実現

	○ICT を活用した新たな街づくりなどの成功モデルの普及展開を推進するとともに、普及展開に向けた推進体制を構築 ○ICT を活用したスマートシティの具体化 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開等を支援 ○医療、教育における ICT の活用を推進 ○Wi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進 ○安全で災害に強い社会を実現するため、「G空間防災システム」の普及展開を図るとともに、都道府県におけるＬアラートの導入を推進 ○人や仕事の地方への流れを促進し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進 ○IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進に必要なルールの明確化等を行うための実証事業等を実施	に向けた推進方策を着実に実施するとともに、その進捗状況のフォローアップを実施し、全国展開を推進 ○ICT を活用した街づくりについて、新たな成功モデルの普及展開を推進 ○ICT を活用したスマートシティの推進 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開等を支援 ○医療、教育における ICT の活用を推進 ○Wi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進 ○G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるＬアラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組を推進 ○ふるさとテレワークを引き続き推進 ○IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進に必要なルールの明確化等を行うための実証事業等を実施
2020 年 KPI (成果目標)	○テレワーク導入企業数（2020年目標）：2012年度比3倍（2012年度 11.5%） ○週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合（2020 年目標）：全労働者数の 10%以上（2015 年度 2.7%） なお、「週1日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、2016 年度においては、テレワーカー全体（雇用型及び自営型）の実態等を調査し、KPI の再設定を検討 ○放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度（66.3 億円）の 3 倍超に増加（2014 年度 143.6 億円） ○全都道府県にＬアラートを導入（2016 年 11 月 41 都道府県）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
F ICT等の利活用による地域の活性化

(1)-(ア)-F-② 地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

●現在の課題

- 他の地方公共団体等の取組や国全体の方針をはじめとした有益となる各種情報の共有や円滑な意見交換を行うための仕組みがないため、地方公共団体や地域企業における IT 利活用が進みにくい。
- 地方公共団体等に変革意欲があっても、IT の導入・実行・継続といった各種段階における支援が薄い。
- 地方公共団体における行政手続のうち約 3 割が法令上オンライン利用不可となっているなど、変革意欲を有する地方公共団体等が IT の利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的に IT 利活用を阻害する制度等が存在する。

●必要な対応

- IT の活用による地方創生に向けた行政、農業、観光など各種分野における取組事例やガイドライン等の共有基盤を整備し、地方公共団体等へ提供する。
- 変革意欲を有する地方公共団体等の支援や人材、産業、コミュニティ等の地元資源の活性化に向け、IT 化に係る相談・支援体制の整備や IT に習熟し熱意のある人材の派遣、起業促進に向けた資金供給の仕組みの整備を推進、テレワークの導入による地方の働き方改革の推進、地方の IT リテラシー向上に向けた環境の整備等に取り組む。
- 変革意欲を有する地方公共団体等が IT の利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的に IT 利活用を阻害する制度等について、各府省庁は毎年見直し計画を策定し、必要な措置を講じる。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○個人番号カードの普及・利活用の推進 ○地域における Wi-Fi の整備を推進 ○光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進 ○「オープンデータ 2.0」に基づき国・地方公共団体におけるオープンデータ化とその利活用を進めるなど、官民が保有するデータの利活用を推進 ○ICT を活用した新たな街づくり等の成功モデルの普及展開を推進するとともに、普及展開に向けた推進体制を構築	○個人番号カードの普及・利活用の推進 ○地域における Wi-Fi の整備を推進 ○光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進 ○「オープンデータ 2.0」に基づき国・地方公共団体におけるオープンデータ化とその利活用を進めるなど、官民が保有するデータの利活用を推進 ○ICT を活用した街づくりについて、新たな成功モデルの普及展開を推進

	○ICT を活用したスマートシティの具体化 ○スマートフォンや交通系 IC カード、デジタルサイネージ等を活用し、言語等個人属性に応じた情報提供を可能とするクラウド基盤の構築及び実証を実施 ○人や仕事の地方への流れを促進し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進 ○本人の情報を預かり個人に代わって情報流通を担う情報銀行の成立に向けた検討 ○地方の IT 化を加速させるため、専門家等を派遣	○ICT を活用したスマートシティの推進 ○2016 年度に構築及び実証を行った、言語等個人属性に応じた情報提供を可能とするクラウド基盤について、自立的・継続的なサービスの展開を推進 ○ふるさとテレワークを引き続き推進 ○情報銀行の地方における実証の推進 ○地方の IT 化を加速させるため、専門家等を派遣
2020 年 KPI (成果目標)	○テレワーク導入企業数（2020年目標）：2012 年度比 3 倍（2012年度 11.5%） ○週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合（2020 年目標）：全労働者数の 10%以上（2015 年度 2.7%） なお、「週 1 日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、2016 年度においては、テレワーカー全体（雇用型及び自営型）の実態等を調査し、KPI の再設定を検討	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

●現在の課題

○地方創生のためには、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図ることが必要である。

●必要な対応

- 「ローカル 10,000 プロジェクト」については、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する。
- 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」については、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。また、関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、事業化を促進する。
- 「自治体インフラの民間開放」については、まちの再生を図ることを目的に、クリエイター等のアイデアを活用しながら、地方公共団体の有する公共施設のリノベーションを行い、民間事業者のビジネス拠点を創出する「公共施設オープン・リノベーション」を推進するとともに、日本貿易振興機構（JETRO）等との連携による「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用し、魅力ある地域産品の海外への販路開拓や対日投資を促進する「地域経済グローバル循環創造事業」を推進する。
- 「チャレンジ・ふるさとワーク」については、①都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら田舎暮らしを学ぶ「ふるさとワーキングホリデー」や、②お試し勤務の受入れ等を通じた地方公共団体による企業ニーズの分析や誘致戦略の策定等を支援し、地域での企業立地の促進を図る「お試しサテライトオフィス」、③地域人材情報を把握し、人材育成・活用の在り方についての戦略策定を通じて地域における人材の総活躍を促す「“地域の人事部” 戦略策定事業」、④地域の将来を担う若者のアイデアを創業につなげ、地域の資源と資金を活用した地域密着型企業の立ち上げ等を促す「次世代コラボ創業支援事業」、⑤買い物支援など暮らしを支えるビジネスの確立により、将来にわたって住民の暮らしを守っていく「“地域の暮らしサポート” 実証事業」に取り組んでいく。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○「地域経済循環創造事業交付金」について、2015 年度までに 287 事業に交付決定済 ○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、39 団体（2014 年度：14 団体、2015 年度：14 団体、2016 年度：11 団体）でマスタープラン（地域の特性をいかしたエネルギー事業導入計画）を策定又は策定中 ○「自治体インフラの民間開放」について ・「公共施設オープン・リノベーション」 13 団体（2015 年度：8 団体、2016 年度：5 団体）で事業を推進 ・「地域経済グローバル循環創造事業」 日本貿易振興機構（JETRO）等との連携により「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築 ○「チャレンジ・ふるさとワーク」について、「ふるさとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「“地域の人事部” 戦略策定事業」「次世代コラボ創業支援事業」の 4 事業を推進	○「ローカル 10,000 プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型企業を立ち上げ ○マスタープランの策定を支援。関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、引き続き事業を推進 ○「自治体インフラの民間開放」について、引き続き事業を推進 ○「チャレンジ・ふるさとワーク」の更なる展開を図り、「ふるさとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「次世代コラボ創業支援事業」「“地域の暮らしサポート” 実証事業」の 4 事業により、地域への「ヒト・情報」の流れを加速
2020 年 KPI （成果目標）	○地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の地元雇用創出効果：4.5 倍（7 年）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

●現在の課題

- 「地方版総合戦略」の実行及び地方創生の実現に向けては、データを用いた地域の分析に基づいた施策の検討・実施と PDCA に取り組むことが重要である。各地域における取組を促進するためには、地域経済の実態について分析するための各種データの提供や分析方法の周知等、地方創生を情報面から支援することにより「地域経済の見える化」を推進することが必要である。
- 2015 年 4 月より、地域経済に関する官民のビッグデータを「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を提供しており、その利用は着実に進展している一方、RESAS を含めデータを活用する取組の実施度合いについては地方公共団体間や地域間で差がみられる。
- また、RESAS の利用が地方公共団体のみならず、地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等へと拡大しており、利用者からの要望も踏まえながらユーザーインターフェースの改善を含む利便性の向上等を図ることが必要となっている。

●必要な対応

- 地域住民に加え、多様な関係者が、地域経済の実態を踏まえた上で地域経済の好循環を実現する必要性や、付加価値の向上を中心とした労働生産性を向上させることの重要性について共通認識に立つことが必要。国は、これらの認識が醸成されるよう支援を継続し、地域が総力を結集して行う「地方版総合戦略」の推進・実践に向けて、地域住民等の更なる参画を促す。
- その一環として、「地域経済分析システム (RESAS)」の地域経済循環マップに労働生産性等の動向分析機能を追加するなどデータを強化したほか、RESAS の活用を普及するための利活用事例の紹介や説明会の開催、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施等を通じ活用方法等の周知に努めた。引続き、地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS に新たな機能を追加するとともに、利用者に応じた利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上等）を図るとともに、地方公共団体等に活用方法等を周知する。
- 各地方公共団体が適切に PDCA サイクルを実行することができるよう、また、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS のデータの更新・補正等を実施しつつ、地域の企業・産業のモデル分析の高度化、利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上）等、必要な機能の追加を検討する。
- 引き続き RESAS を通じ各種データの提供を実施するとともに、RESAS の活用を普及するための利活用事例の紹介や説明会の開催、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施等を通じ一層の利用促進を図る。
- また、RESAS の利用者の拡大に伴い対応が必要となっているユーザーインターフェースの改善等の利便性の向上等を実施する。
- 地域における資金の流れを分析する際に有用な地域産業連関表について、利用のための手引きを整備する等により利用促進を図る。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○RESAS の提供開始 ○RESAS への新たなデータや機能の追加 ○システムを活用した「地方版総合戦略」づくりのサポート ○政策立案に向けたワークショップの開催、フォーラムやセミナーを通じた地方公共団体職員や一般向けの普及促進を実施 ○農業・観光等の分野についての機能追加 ○地域経済循環マップの追加 ○RESAS の普及促進 ○RESAS の地域経済循環マップに労働生産性等の動向分析機能の追加 ○地域産業連関表の利用のための手引きの整備 ○地域経済の労働生産性の目標設定サポートツールの提供	○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等の利用者目線に基づく、RESAS の継続的な改善を実施 ○RESAS の普及促進の継続
2020 年 KPI （成果目標）	○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等からの要望・ニーズに基づき、RESAS を改良	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域未来牽(けん)引事業(地域経済牽(けん)引事業)への投資の促進

●現在の課題

○リーマン・ショック以降、地域経済を支えていた産業が衰退し、地域の事業収益が低迷している。これにより、新規投資が喚起されず、新たな雇用も生まれないといった、地域経済の悪循環が発生している。

○地域の資源・魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業が登場しつつある。今後、地域に裨益^ひする波及効果の高い事業を創出し、地域経済における稼ぐ力の好循環を促す。

●必要な対応

○地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、RESAS の活用等により、地域経済を牽引する地域未来牽引^{けん}企業(地域経済牽引^{けん}事業者)を抽出するとともに、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度(地方創生推進交付金の活用等)、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度(地方創生推進交付金の活用等)、金融、規制緩和などを含めた総合的な支援策を検討	○地域未来牽引 ^{けん} 事業が創出・成長するような、地域の未来につながる投資を促進するための総合的な支援策の着実な実施
2020 年 KPI (成果目標)	○地域未来牽引 ^{けん} 企業(地域経済牽引 ^{けん} 企業)を3年間で全国 2,000 社程度を目安に、地域未来牽引 ^{けん} 企業を軸に地域に裨益 ^ひ する波及効果の高い事業について優先的に支援。((1)-(ア)-(A)のKPIを含む)	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-① 労働生産性等の地域別・業種別把握

●現在の課題

○各地域で、付加価値向上を中心とした労働生産性を向上させローカル・アベノミクスを実現していくには、地域・産業別の生産性等の実態を「見える化」とするとともに、今後、人口減少が各地域で進む中、地域経済の成長実現のために必要な労働生産性の目標設定をサポートし、地域の労働生産性向上が図られる支援体制の整備が必要である。

●必要な対応

- 日本経済再生本部と連携しつつ、地域別・業種別の生産性等の実態把握の体制を強化し、付加価値の向上を中心とした労働生産性の向上という基本的な指標を軸に、多様な関係者が、(1)-(ア)の各施策を含めた政策成果や原因分析を共有できるような効果測定指標の体系的整備を図る。
- その一環として、「地域経済分析システム (RESAS)」の地域経済循環マップに労働生産性等の動向分析機能を追加した。引き続き、地方公共団体等が地域特性を踏まえた労働生産性の目標設定をサポートするための取組を継続するとともに、都道府県や地域金融機関、政府系金融機関等に周知を図る。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○RESAS への都道府県の労働生産性目標設定支援プログラムの追加準備 ○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関等への、RESAS の周知 ○RESAS の地域経済循環マップに労働生産性等の動向分析機能の追加 ○地域経済の労働生産性の目標設定サポートツールの提供	○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関等への、RESAS の周知の継続 ○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関等の利用者目線に基づく、RESAS の継続的な改善
2020 年 KPI (成果目標)	○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等からの要望・ニーズに基づき、RESAS を改良	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-② 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

●現在の課題

○地方においてもグローバル化は不可避のトレンドであり、地方の雇用創出に大きな役割を果たす中堅・中小企業が発展するために挑むべき方向と言える。

○そのため、地方の中核となる中堅・中小企業がグローバル市場を目指した戦略を実現しやすい環境を整備すべく、包括的な支援パッケージを打ち出して周知を実施してきたところであり、関係府省庁と経済団体・金融機関・大学等が連携して一貫した支援を、引き続き実施する必要がある。

●必要な対応

○地方の雇用創出に重要な役割が期待される中堅・中小企業に対して、人材の確保・育成から、製品開発・生産、海外展開まで、府省庁が連携して、一貫した政策パッケージを実施する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○「中堅・中小企業支援パッケージ」の策定、周知及び実施	○「中堅・中小企業支援パッケージ」の実施
2020 年 KPI (成果目標)	○中堅・中小企業支援パッケージに含まれる個々の施策の KPI 等に基づき、支援パッケージの見直しを行う	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-③ 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

●現在の課題

○地方創生のためには、全国各地の金融機関が、創業者に対し、目利きを発揮し、企業との綿密な連携の下、ビジネスプランを練り、支援する案件を組成していくことが重要である。これらの創業に関する支援、とりわけ新しいタイプの事業や技術革新につながる支援は、リスクが高い一方で経済にプラスの外部効果を及ぼすことから、一定の範囲で、官が補完的な役割を果たすことが必要である。

●必要な対応

○創業支援などの分野において、地域における金融機能の高度化を図るなどの観点から、民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・共同ファンドの組成等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。

○基本的な方向性として、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、1) 金融に関わるプレイヤー（メガバンク、地域金融機関、証券会社、プライベートエクイティファンド、政府系金融機関、商社を含む事業者、さらには株式会社日本取引所グループ等）が、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給の入口から出口まで機能できるパターンを数多くつくり上げ、2) 協働により、企業の成長に資する成功事例を1件1件積み上げ、成長資金の供給規模を拡大し、3) 成功事例の積み上げに向けた試行錯誤の中で、各プレイヤーが協働するベストプラクティスを構築するよう取り組む。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○2015 年 3 月、全国地方銀行協会と政府系金融機関との間で、現場レベルでのコミュニケーションをとるための連絡窓口を設置 ○近時の金融環境において、成長資金供給の重要性が認識されている中、政策金融における、こうした観点からの取組を推進するとともに、民間金融と政策金融の連携・協調を促進するため、官民の意見交換を実施 ○民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・共同ファンドの組成等を通じた協働案件の発掘、ノウハウシェアなどの連携	○官民の意見交換を継続実施 ○地域における政府の支援体制を整備するため、地方支分部局と政府系金融機関との連携を推進 ○民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・共同ファンドの組成等を通じて協働案件の発掘、ノウハウシェアなどの連携を促進

	○地域における政府の支援体制を整備するため、地方支分部局と政府系金融機関との連携体制を強化	
2020 年 KPI (成果目標)	○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-④ 「地域企業応援パッケージ」のPDCAサイクルの確立

●現在の課題

○(1)-(ア)の重点施策を含めた関係施策を有効に実施し、地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組、地域における金融機能の高度化を実現するためには、「一億総活躍社会」の実現の観点も踏まえつつ、地域企業・産業が自ら経営改善の取組を加速し、金融機関が事業性評価に基づく融資・支援等によるサポートを行うことが重要である。この観点から、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める必要がある。

●必要な対応

○産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。また、地域金融機関と政府系金融機関との協働案件の発掘・組成によるノウハウシェアなどの連携を通じ、地域における金融機能の高度化を図る。

○この際、企業の課題解決に向けた支援策は、可能な限りのワンストップ化を進めつつ、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

○具体的には、地域企業を応援するためのパッケージとなるような以下の施策を実施・拡充する。また、産業・金融両面からの政府の総合的支援について、取組の成果や地域企業、地方公共団体、地域金融機関、政府系金融機関等の利用者目線に基づく継続的な改善を行う（PDCAサイクルの確立）。

1. 埋もれている地域資源を活用した事業化・創業支援

- ・地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等
- ・「ベンチャー創造協議会」の活用によるビジネスマッチングの促進
- ・DBJによるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開
- ・株式会社日本政策金融公庫などの創業者向け融資等の一層の活用や起業家教育の充実 等

2. サービス業をはじめとした生産性の向上・成長支援

- ・地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進（地域金融機関に対し、取引先企業との深度ある対話を行うための関係構築に向けた取組、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題の解決に資する融資やコンサルティングのタイムリーな提供等を促す。）
- ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進、経営（サポート）人材のマッチングを行う株式会社日本人材機構（REVICの子会

社)の活用促進

- ・地域企業における経営の革新等の支援のため、DBJの特定投資業務等の更なる活用の促進
- ・民間金融機関が資金供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保
- ・ローカルベンチマークの改善と産業・金融の支援策における活用促進を通じた地域企業の経営改善・ガバナンス強化の支援
- ・地域の中核企業を核とした戦略産業の育成に向けたリスク性資金の充実に向けた環境整備 等

3. 再出発に向けた環境整備・事業承継支援等

- ・事業引継ぎ支援センターの全国展開、金融機関や専門家、公的機関との連携強化
- ・地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けた、金融機関とREVICが連携したファンドや中小機構のファンドの活用促進
- ・中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援 等

4. 円滑な事業整理のための支援等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進
- ・REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務(特定支援)の活用促進
- ・よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応
- ・小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知
- ・地方公共団体の損失補償付制度融資等における機動的な求償権放棄に向けた地方公共団体による所要の条例整備の促進 等

○地方公共団体が「地方版総合戦略」に織り込んだ(1)-(ア)の各施策を的確に実施するため、国の人的支援や財政上の支援体制を整備する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降(2019年度まで)
取組内容	○地域金融機関等による企業の事業性評価の浸透 ○様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組の官民一体での支援 ○金融機関等による「地方版総合戦略」の策定への関与や地方創生に向けた取組に関する特徴的な取組事例をモニタリングする体制の整備	○産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の利用者目線に基づく継続的な改善
2020年KPI (成果目標)	○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等(モニタリングの実施) ○主要な施策についての地域企業、その他の関係者の認知度等	

(1)-(イ)-① 日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進**●現在の課題**

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）等において、2020 年までに世界水準 DMO を 100 組織形成することを目指すとしたところであるが、日本版 DMO 候補法人の登録数は順調に増加する一方、日本版 DMO に関する基本的な考え方や官民の在り方等が十分に浸透していない、観光地域経済が「見える化」されていない、マーケティングやソーシャルメディアといった民間の手法を活用して地域づくりを担う人材が不足している、主体的かつ継続的な活動を支える安定的な財源が不足している、などの課題が存在している。

●必要な対応

- 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO クラウド」を開発・提供し、各地域の DMO の業務効率化を図るとともに、DMO 間の連携促進及び優良事例の横展開の促進を図る。また日本版 DMO のネットワーク化を進めるため、情報交換の場を提供を実施するとともに、マーケティング調査への協力や「稼ぐ」仕組みの提供など、日本版 DMO の活動をサポートし得る民間事業者等とのマッチング等を実施する。
- 海外知見も取り入れた人材育成プログラムを開発・提供するほか、地方創生カレッジとも連携し、日本版 DMO を担う人材を育成する e-ラーニングを構築する。
- DBJ、地域経済活性化支援機構や地域金融機関等が展開している観光活性化ファンド等による、日本版 DMO や地域商社と連携したプロジェクトに対する更なる投資を促進するとともに、DMO の安定的な財源の確保についても検討を深める。
- 日本版 DMO の基本的な考え方、官民の在り方や地域での導入プロセス等を多様な事例に即して分かりやすく整理し、『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」を改訂するとともに地域での普及活動を継続的に実施していく。
- UNWTO が発行している DMO の実践ガイド「A Practical Guide to Tourism Destination Management」を翻訳し、必要とする地域に提供していく。また、RESAS との連携等により、「観光地域経済の見える化調査」の成果を全国展開し、地域が行う観光による地域経済の波及効果の測定や効果的な観光戦略の策定の取組を促進する。
- 関係府省庁が有する観光関連施策の連携等により、日本版 DMO の立ち上げから自律的な運営まで「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」により総合的に支援する。その際、自然豊かな国立公園等のブランド化や地域の文化財・スポーツコンテンツ・エンターテインメント等の活用など、地域の観光資源の魅力を高め、地方創生の礎とする各府省庁の施策との連携を推進する。
- 地方運輸局等とも連携し、日本版 DMO 候補法人登録制度の効果的な運用により、地域の取組の熟度を確認し、先導的な事例の全国展開を図るとともに、活動内容に不足のある地域に対しては必要な助言等を実施しステップアップを促す。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○DMO クラウドの開発・提供 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等による日本版 DMO の人材育成支援 ○観光活性化ファンド等による投資の促進 ○DMO の安定的な財源の確保について検討 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」改訂 ○UNWTO が発行している DMO の実践ガイド「A Practical Guide to Tourism Destination Management」の翻訳・提供 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援	○DMO クラウドの普及促進 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等による日本版 DMO の人材育成支援 ○観光活性化ファンド等による投資の促進 ○DMO の安定的な財源の確保について検討 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き』等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援
2020 年 KPI (成果目標)	○訪日外国人旅行者数 4,000 万人（2015 年：1,974 万人） ○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大（2015 年：3 兆 4,771 億円） ○日本版 DMO 設立数 100	

(1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

●現在の課題

○増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、地域の観光資源を総合的にプロデュースし、マーケティングを実施する体制の整備と、ジオパーク、森・里・川・海などの価値ある自然、プロスポーツを含む各種スポーツイベント、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラム、日本遺産などの文化資源や古民家等の歴史的資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げが必要である。

●必要な対応

- 観光戦略と連携し、地域特有のストーリー性のある食を提供する。ハラル対応など訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境を整備する。
- 受入地域のマネジメント強化を図る（農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理）。
- 地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションを推進する。
- 国主催の国際会議等の地方開催を推進する。
- MICE 推進関係府省連絡会議等を通じて、地域における MICE 誘致を促進する。
- 海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げを行う。
- 周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等を推進する。
- 地域の宝である文化財を、適切な保存を図りつつ、観光資源として活用し、地域活性化を図る。「日本遺産」の認定や「歴史文化基本構想」策定支援等の取組により、文化財単体ではなく地域の文化財を一体として整備を進め、2020年までに、文化財を中核とする観光拠点を200程度形成する。また、文化財の分かりやすい解説や多言語化等により、インバウンド対応を加速する。また文化芸術資源を活用したプラットフォームの形成や劇場・音楽堂等の活動の推進に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラム（注1）を全国津々浦々で展開する。

（注1）「オリンピック憲章」第5章第39条において、オリンピック競技大会組織委員会が、短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。

- 地域スポーツコミッション（注2）などの活動の一層の促進や、スポーツ施設の魅力・収益性の向上に向けた指針の策定等を通じたスポーツに関する産業振興等を図る。

（注2）地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業等）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。

- 国内外からの交流人口を拡大させるだけでなく、スポーツ用品やファッション等の購入、旅先でのイベント参加・観戦など、様々な関連消費も期待できるが、まだ国民一般に認知・定着されたレジャースタイルとは言えないスポーツツーリズムを、様々な産業界の活動と連携・協働してその魅力を訴求することにより、国民全体の需要を喚起し、定着化を図る。

- 2016 年 10 月に開催した「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」をきっかけとし、オリンピック・パラリンピックムーブメントの波及に取り組む。
- ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに観光資源として活用するためのケーススタディ等を実施する。
- 「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進する。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる。
- 国内外の情報ネットワークを有する DBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや CJ 機構の活用を図る。
- テーマ別の観光資源をネットワーク化するための協議会を設定し、国内外の情報発信の強化を図る。
- 古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりの推進を図るため、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、具体的支援策を含む全国展開方策等の検討を進める。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり	○観光戦略と連携した地域特有のストーリー性のある食の提供 ○受入地域のマネジメント強化（農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理） ○地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションの推進 ○国主催の国際会議等の地方開催の推進 ○MICE 推進関係府省連絡会議等を通じた地域における MICE 誘致の促進 ○周辺産業と連携した、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等の推進 ○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの全国展開 ○「日本遺産」をはじめ、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組や文化財解説の多言語対応等の推進 ○文化芸術資源を活用したプラットフォームの形成や劇場・音楽堂などの活動の推進 ○スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う地域の独自性の高いスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進や、スポーツ施設の魅力・収益性の向上等を通じたスポーツに関する産業振興等の推進 ○スポーツツーリズムの需要喚起と新たなレジャースタイルとしての定着化を促進するための関連企業・団体と連携したプロモーションの展開 2016 年 10 月に開催した「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」をきっかけとし、オリンピック・パラリンピックムーブメントの波及に取り組む

		○「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した、地域の農林水産物や特産品の販売促進 ○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる ○REVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや CJ 機構の活用 ○テーマ別の観光資源をネットワーク化するための協議会の設定、国内外の情報発信の強化 ○古民家等の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりの推進
2020 年 KPI (成果目標)	○訪日外国人旅行者数 4,000 万人 (2015 年 : 1,974 万人) ○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大 (2015 年 : 3 兆 4,771 億円) ○放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度 (66.3 億円) の 3 倍超に増加 (2014 年度 143.6 億円) ○スポーツ目的の訪日外国人を 250 万人程度 (2014 年時 : 86 万人の 3 倍程度) に増加 ○国内のスポーツツーリズムに係る消費額を 3,800 億円程度 (2014 年時 : 1,973 億円の 2 倍程度) に増加	

(1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

●現在の課題

○滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくとともに、消費額の拡大を地方部へも広げていくことが必要である。また、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備する必要がある。

●必要な対応

- 地方におけるクレジットカード利用可能店舗の拡大や多言語対応の充実を図る。
- 海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置を促進する。
- 商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用を促進する。
- 関係者の連携による無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。
- 観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良を推進する。
- 各地方公共団体が設置する消費生活センター等において、訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制を強化する。
- 訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」を拡大する。
- 海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やそのための環境整備を図る。
- 羽田空港の飛行経路見直しによる発着枠拡大等の首都圏空港の機能強化や地方空港の受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化を図る。また、地方発着の訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、地方空港・港湾における C I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、交通系 IC カードの導入等による二次交通の確保・利便性の向上を図り、必要な体制の整備を推進する。この際、航空・鉄道などの各交通モードの特性を生かして連携を強化する。
- 民泊については、国家戦略特区における、いわゆる「特区民泊」について、最低宿泊・利用日数の「6泊7日」から「2泊3日」への引き下げを実現しており、今後一層の普及促進を図っていく。加えて、全国を対象とした事業については、類型別に規制体系を構築し、一定の要件の範囲内で実施されるものとして、既存の旅館業法（昭和23年法律第138号）とは別の法制度を次期通常国会に提出し、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスの提供を促進する。
- 訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占を廃止し、名称独占のみ存続する。その際、業務独占規制の廃止に伴い、団体旅行の質を低下させないため、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○クレジットカード利用可能店舗の拡大・多言語対応の充実 ○海外クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置促進 ○免税販売手続におけるより一層の利便性向上、商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進 ○無料公衆無線 LAN 環境の整備促進 ○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整備・改良 ○訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制の強化 ○訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」の拡大 ○海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図る ○首都圏空港の機能強化や地方空港の受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化 ○地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、必要な体制の整備推進 ○交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る ○次期通常国会への民泊法案の提出 ○次期通常国会への旅行業法改正案の提出 ○次期通常国会への通訳案内士法改正案の提出	○クレジットカード利用可能店舗の拡大・多言語対応の充実 ○海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置促進 ○商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進 ○無料公衆無線 LAN 環境の整備促進 ○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整備・改良 ○訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制の強化 ○訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」の拡大 ○海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図る。 ○首都圏空港の機能強化や地方空港の受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化 ○地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、必要な体制の整備推進 ○交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る 等
2020 年 KPI (成果目標)	○訪日外国人旅行者数 4,000 万人（2015 年：1,974 万人） ○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大（2015 年：3 兆 4,771 億円）	

(1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築等**●現在の課題**

- 農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この 20 年間で 26%減少し、農業従事者の平均年齢は 66 歳を超えるなど高齢化が深刻化している。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 今後は、農林水産物・食品の輸出促進など需要フロンティアの拡大や、マーケットインの発想による需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築等を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。

●必要な対応

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 28 年 11 月 29 日改訂）等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【需要フロンティアの拡大】

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部決定取りまとめ）を着実に実行していく。特に、品目別の輸出団体の設立などオールジャパンでの輸出体制の整備やジェトロの輸出相談窓口機能の強化や、在外公館やジャパン・ハウス等を日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用するとともに、国内外の人材の育成、疾病発生時でも畜産物輸出を継続できる体制構築等に取り組みつつ、日本国内外における日本食材の活用推進や観光戦略と連携したブランド価値のある食の情報発信、輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設等の整備、輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへのプロモーションの強化等を実施。また、日本の「食文化・食産業」の海外展開を推進。
- ・日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築に向けた取組、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化等を推進。

【バリューチェーンの構築】

- ・幅広く他業種の人材、資金、技術等を農林漁業に活用して、地域ぐるみの 6 次産業化を推進し、農林漁業者及び農山漁村の所得向上を図るとともに、農商工連携等を活用することにより、農林水産物・食品のブランド化・高付加価値化を推進。
- ・酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなど酪農家の創意工夫に応える環境を整備。
- ・株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE 及び A-FIVE から出資を受けたサブファンド）や中小機構からの出資等、地域金融機関等のコンサルティング機能等の活用、ロボット技術や IT、AI 等の先端技術の導入を促進することにより、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む 6 次産業化等の取組を拡大。

【その他】

- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立。
- ・消費者の国産農林水産物・食品に対する理解をより一層深めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資するなど、消費者との連携を強化。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○農林水産物・食品の輸出促進など需要フロンティアの拡大、6次産業化などバリューチェーンの構築等を推進	○下記の目標に向けて、以下を着実に実施 ・輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設、海外の産直市場等の整備 ・主要品目ごとのオールジャパンの体制での輸出拡大の取組支援 ・輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへのプロモーション強化 ・在外公館やジャパン・ハウス等を日本食・食文化の発信拠点として活用 ・海外市場への訴求力を向上させる知的財産制度や基準認証制度の整備、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化の推進、6次産業化の推進など異業種との連携の推進 【その他】 消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度のより一層の向上など消費者との連携強化等
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加（2014 年度 5.1 兆円） ○2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増加（2015 年 7,451 億円）	

(1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等**●現在の課題**

- 農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この 20 年間で 26%減少し、農業従事者の平均年齢は 66 歳を超えるなど高齢化が深刻化している。また、農地面積が 50 年間で 25%減少している中で、農地の荒廃が進行するなど、農村の地域資源のさらなる活用が必要となっている。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 今後は、生産性の向上（生産コストの低減と付加価値の増大）を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。同時に、これを後押しするために農林水産業・農山漁村の多面的機能を発揮させる取組を推進することが必要である。

●必要な対応

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【農業生産現場の強化】

- ・経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積、労働力不足を解消し、多様な人材の活躍を可能とするロボット技術や IT、AI を活用した戦略的な革新的技術の開発・活用等による農業の生産性の向上、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援、遊休農地の発生防止・解消等を推進。
- ・農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）の見直し等により、農泊や企業のサテライトオフィス、ICT 関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」関連産業など農村地域に賦存する豊かな地域資源を活用した農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を広く同法の対象業種に加えることで、遊休農地も活用した農村地域における雇用と所得の創出を推進。
- ・米政策の見直し（平成 30 年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産となるよう取り組む）を推進。
- ・複数年契約の拡大、現物市場の活性化等により米の安定取引を推進。
- ・農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きを強化。

【農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮】

- ・農林漁業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を推進。
- ・捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等への利用等の取組を推進。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○生産性の向上など農業生産現場の強化等を推進	○農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮に向けて、以下を着実に実施 ・経営感覚を持った担い手の育成・確保 ・農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積 ・ロボット技術や IT、AI を活用した戦略的な革新的技術の開発・活用 ・農業 IT システムにおける用語の標準化、普及展開 ・有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援 ・「人・農地プラン」の策定、農地中間管理機構への貸付の誘導等による遊休農地の発生防止・解消等を推進 ・農村地域工業等導入促進法の見直し等により、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を広く同法の対象業種に加えることで、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進 ○農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組、鳥獣害対策等の推進
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加（2014 年度 5.1 兆円） ○2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増加（2015 年 7,451 億円）	

(1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

●現在の課題

○森林・林業政策については、森林吸収源対策として着実に森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用を図りつつ、新たな木材需要の創出や木材の安定供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することが必要である。

●必要な対応

○「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

- ・ロードマップに沿った CLT（注 1）の早期普及に向け、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく告示の制定・改正を踏まえた CLT を用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及、実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積、国産材 CLT の生産体制の構築などの総合的な取組を推進するとともに、耐火部材の開発・普及等により都市の木造・木質化を推進。
- ・コスト抑制に配慮した木造建築事例等の周知、地域材利用促進、設計者等の担い手の育成や木質耐火部材等の開発・普及を図ることにより、公共建築物等の木造化・内装木質化を促進。
- ・住宅分野における地域材の利用の拡大や低層非住宅分野等の木造化・木質化を推進。
- ・地域密着型の小規模発電や熱利用等により、木質バイオマスの持続可能な利用を促進。
- ・産業界と連携した国産林業機械の開発や効率的・計画的な路網整備、IT の活用等を通じた森林施業の集約化により生産性を大幅に拡大。また、川上から川下までの地域の関係者による木材等の需給情報の共有化、森林所有者等と製材工場等との協定による供給、住宅メーカー等の需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林と国有林の連携による木材供給量の大幅増大等により国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
- ・自伐林家（注 2）を含めた多様な担い手を育成・確保し、森林資源の循環利用を図るため、林業を学ぶ高校生等に対する専門教育の充実等による林業関係への就職・進学増加、女性が働きやすい環境整備、自伐林家が施業に参加しやすくなるような技術指導等を推進。
- ・国土保全、地球温暖化防止等のために、適切な森林の整備・保全等の取組を推進。

（注 1）Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

（注 2）主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○CLT の早期普及に向けた取組の推進など 新たな木材需要の創出等を推進	○下記の目標に向けて、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を着実に実施
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までに国産材の供給量を 3,200 万 m ³ に増加（2015 年 2,506 万 m ³ ） ○2020 年までに毎年 5 万 m ³ （2024 年度までに 50 万 m ³ ）の CLT 生産体制を構築（2015 年 約 5 万 m ³ ）	

(1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

●現在の課題

○水産業については、漁獲量の減少、国民の「魚離れ」の進行による消費量の減少、さらに、漁業就業者の減少や高船齢化の進行による生産体制の脆弱化等も進行している。水産政策については、浜の活性化や資源管理に取り組みつつ、消費・輸出の拡大を図るなど、水産業の成長産業化を実現することが必要である。

●必要な対応

○「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

- ・水産資源の維持・回復のため、高精度の資源調査・評価の実施、TAC（注１）の適切な設定と TAC 等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ（注２）方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など、漁業資源管理の高度化を推進。
- ・漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るための取組を推進。
- ・浜と食卓の結び付きを強化するため、日本全国のおいしい魚を認定・紹介する「プライドフィッシュ」の取組への支援や官民協働で消費者ニーズに合った商品の提供を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクト等を展開し、水産物の消費拡大を推進。
- ・水産物輸出を促進するため、水産庁も認定主体となって水産加工施設の EU 向け HACCP 認定を加速化。
- ・浜ごとの水産業の活性化を図るため、「浜の活力再生プラン」の作成・実現に加え、複数の浜が連携し、各浜の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を推進。
- ・持続可能な収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を図る漁業構造改革や、低魚粉飼料の開発など養殖業のコスト削減を推進。

（注１）Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。

（注２）Individual Quota の略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○漁業資源管理の高度化等を推進	○下記の目標に向けて、漁業資源管理の高度化、漁船漁業の体質強化・省コスト型生産体系への移行、水産物の加工・流通・輸出対策等を着実に実施
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までに魚介類生産量（食用）を 442 万トンに向上（2014 年 378 万トン）	

(1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

●現在の課題

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成・定着を促進するとともに、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化に取り組むことによって、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- その実現のためには、地域に安定した良質な雇用、魅力的な職場を積極的に創出していくことが必要である。
- さらに、地方への新しいひとの流れをつくり、各分野の取組を推進する「地域の担い手」を確保・育成するため、移住に関心を持っていない潜在層を対象にした取組を行うことが必要。

●必要な対応

- 潜在層等の移住を促す取組として、国と地方が連携して、地方就職に向けた動機付けや、地方の中小企業等の魅力を発見する移住・就労体験及びインターンシップの機会を提供する取組を引き続き実施する。
- 地域における安定した良質な雇用、魅力的な職場の創出に向け、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとらわれない人材育成や定着など地域の創意工夫をいかした取組等を支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○中小企業に限定されていた一部の雇用関係助成金について、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業も助成を受けられるよう措置 ○地域しごと支援センターの整備を支援 ○地方就職に関するセミナー・イベントの開催や情報提供等により、地方就職に向けた動機付けを図る取組を実施	○引き続き、地方への人材還流等を進める
2020 年 KPI (成果目標)	2020 年までの 5 年間の累計で 30 万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す	

(1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進

●現在の課題

- 生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るためには、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていけるような、事業の革新に適した新たな経営ガバナンスと体制の確立と、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していくことが求められる。
- こうした取組を効果的に促すには、地域企業の経営者に対して、実績・経験等に裏付けられた説得的な説明を行える外部人材がアプローチしていく必要がある。

●必要な対応

- 各道府県に設置する「プロフェッショナル人材戦略拠点」は、
 - ・ターゲットとする地域の潜在的有望企業にアプローチし、早期にプロフェッショナル人材のニーズの明確化を図る。また、民間人材ビジネス事業者等と同ニーズの共有を進め、協力して、プロフェッショナル人材の地方での採用を拡大する。
 - ・また、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、発掘すべき潜在成長力ある企業の裾野の拡大を図るとともに、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や地域の魅力、暮らしやしごとの環境など地域プロモーションを展開し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図る。
- 株式会社日本人材機構は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や金融機関等との連携を通じて、地域企業等に対し、経営診断やアドバイス等のコンサルティングを行いつつ、経営改善や生産性向上等に資する経営（サポート）人材を、必要とする地域企業等につなぐためのマッチング等を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○2016 年 4 月までに 46 道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を開設 ○株式会社日本人材機構の本格稼働	○「プロフェッショナル人材戦略拠点」による地域の潜在成長力ある企業の発掘、経営者との対話を通じ、プロフェッショナル人材の採用を促進 ○プロフェッショナル人材供給側となる都市部大企業等と、連携を強化 ○株式会社日本人材機構の活用促進
2020 年 KPI （成果目標）	○「プロフェッショナル人材戦略拠点」及び株式会社日本人材機構の相談件数 5 万件 ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」等の支援により人材を受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善	

(1)-(エ)-③ 人材還流政策間の連携強化

●現在の課題

○地方への就職・移住を促す各府省庁が所管する人材還流施策は、各々の事業の特性をいかして展開しつつ、その制度間の連携に係る設計・運用は、利用者目線に立ち、極力、1か所で相談を受けたり、必要な情報を得たりできるよう、ワンストップ化されていることが必要である。

●必要な対応

○各人材還流政策を所管する関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を発揮する。また、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口を真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○人材還流政策を所管する関係府省庁で「人材還流政策各省連絡会」を設置	○人材還流施策の利便性向上を図ることができるよう、各都道府県の「人材還流政策連絡会」を整備
2020 年 KPI （成果目標）	○各人材還流施策で掲げる KPI の達成	

(1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

●現在の課題

- 我が国の農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割と著しくアンバランスな状況である。
- 林業従事者数は、「緑の雇用」事業による効果もあり、概ね5万人で推移し、下げ止まりの兆しがうかがえるものの、増加に転ずるまでには至っていない。このため、新規就業者の確保や効率的な林業を展開していくための現場技能者の育成が重要となっている。
- 漁業就業者は年々減少しており、2015年で約16.7万人、うち60歳以上の就業者が49%、65歳以上が36%を占めており、高齢化が進行している。

●必要な対応

- 農林水産業の成長産業化のための施策を推進する。((1)-(ウ)農林水産業の成長産業化を参照)
- 世代間バランスのとれた農業構造を構築し、持続可能な力強い農業の実現に向け、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、農業法人への雇用就農者の確保や新規就農者の定着の推進、都道府県における農業経営塾の設置、農林水産高校における実践的な職業教育の促進、農業大学校等の卒業生の就農促進、農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関への転換の推進、農業界と産業界が連携した研修教育等の充実など、就業の準備や所得の確保、技術・経営力の習得等を支援する。
- 林業における新規就業者の確保や現場技能者の育成等を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。
- 漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降(2019年度まで)
取組内容	○農林水産業の成長産業化のための施策を推進 ○農林漁業への就業促進支援策を実施	○下記の目標に向けて、農林水産業の成長産業化及び農林漁業への就業促進支援策を着実に実施
2020年KPI (成果目標)	○2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加(2014年度5.1兆円) ○2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加(2015年7,451億円) ○2020年までに国産材の供給量を3,200万m³に増加(2015年2,506万m³) ○2020年までに毎年5万m³(2024年度までに50万m³)のCLT生産体制を構築(2015年度約5万m³) ○2020年までに魚介類生産量(食用)を442万トンに向上(2014年378万トン)	

(1)-(エ)-⑤ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

●現在の課題

○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域における若者向けの安定した雇用の場の確保、高齢者、障害者の学びから就業・起業、地域活動等への参画の促進が必要である。

●必要な対応

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）の円滑な施行に取り組むとともに、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5 か年計画）」（2016 年 1 月策定）に基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。

○「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者の就職支援の強化、地域における多様な就業機会の確保、シルバー人材センターの機能強化等を行う。

○ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援として、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」等により、精神障害者・発達障害者・難病患者への更なる雇用支援を拡充する。また、身近な地域での就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援、ジョブコーチによる職場定着支援等を推進する。

○大都市圏の生活困窮者・生活保護受給者が地方において就労（中間的就労を含む。）や社会参加ができるよう、必要な支援を行う。

○学習活動を通じて、高齢者等を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5 か年計画）」に基づく取組の推進 ○「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進 ○障害特性に応じた就労支援の推進等 ○高齢者等の地域活動参画につながる、学習活動に関する各地域の取組を促進	○引き続き、若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく取組の推進 ○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現 ○学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進及び多世代との共助による地域づくりの取組に対しての支援策を検討・実施 ○大都市圏の生活困窮者等が地方において就労や社会参加できるよう、必要な支援を着実に実施
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までに 60～64 歳の就業率を 67%に高める（2015 年 62.2%） ○2020 年までに障害者の実雇用率を 2.0%に高める（2015 年 6 月現在 1.88%）	

(2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転**●現在の課題**

- 政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関の移転について、地方公共団体から要望がある。
- 東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかんでは向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施することとし、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。）を決定した。研究機関・研修機関等について23機関を対象に50件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめた。
- 研究機関・研修機関等の移転については、地方拠点を核としたローカル・イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることや、その地域ならではの研修等を行うことで地方創生につながるということが重要であり、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的なローカル・イノベーション等の実現を見据えた体制・内容の実現を図ることが課題である。
- 中央省庁の移転については、2016年9月にまち・ひと・しごと創生本部において決定された政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下、「地方移転にかかる今後の取組」という。）に基づき取組を進める必要がある。

●必要な対応

- 研究機関・研修機関等の地方移転については、将来的なローカル・イノベーション等の実現を見据えた体制・内容の実現をはかるため、2016年度内にそれぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを関係者が共同して作成し、政府において定期的に適切なフォローアップを行う。
- 文化庁については、「文化庁の移転について」（平成28年12月19日文化庁移転協議会決定）に基づき、京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら、文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。2017年度には、京都・関西の官民の協力を得て、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。
- 消費者庁・（独）国民生活センターについては、徳島県において、「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を2017年度に開設する。徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施するほか、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等を行う。なお、同オフィスの取組は、3年後を目途に検証し、見直しを行う。

- 総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を 2018 年度から実施する。2017 年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。
- このほか、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に沿って、それぞれ、具体的な取組を進める。
- また、「移転基本方針」のⅡの 2 に規定する「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」については、当該方針に沿って、引き続き検討等を進める。
- さらに、本省業務に従事する国家公務員の勤務地の自由度を増やし、東京に限定されないようにするという観点からも、働き方改革等の視点からも進められつつある国家公務員のテレワーク、リモートアクセス等を推進し、こうした新しい働き方の浸透を踏まえ、地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省の業務の一部を執行することの可能性について、当面、一部の業務についての実証、試行を進めるとともに、ふさわしい業務の在り方・課題の整理等について、2017 年夏に中間取りまとめを行うことを目途に検討を進める。
- 今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の東広島市への移転を決定、実施 ○有識者会議を設置し、その意見を聞きながら、検討を進め、2016 年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部において「移転基本方針」を決定（研究機関・研修機関等 23 機関、50 件。中央省庁 7 局庁） ○「移転基本方針」に基づき検討を進め、2016 年 9 月にまち・ひと・しごと創生本部において、「地方移転にかかる今後の取組」を決定 ○研究機関・研修機関等について、5 年から 10 年の年次プランを作成予定 ○文化庁について、「文化庁の移転について」を取りまとめ	○「移転基本方針」、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、取組を実施
2020 年 KPI （成果目標）	○まち・ひと・しごと創生本部等における決定に基づき、適当と判断された機関の移転	

(2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

●現在の課題

- 地域での安定した良質な雇用の確保のための一つの重要な方策として、地方における企業拠点の強化・整備や就業機会の拡大が課題となっている。具体的には、企業拠点の都市部からの移転、企業の地方採用の拡大などの促進等が必要である。
- また、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要となるが、働き方の改革が不十分であり、地域でも雇用の多様性は乏しい。

●必要な対応

- 地域再生法（平成17年法律第24号）を改正し、地方公共団体の行う企業等の地方拠点強化のための事業環境整備に係る事業を地域再生計画に新たに位置付けるとともに、都道府県知事の認定を受けて、事務所、研修所等の本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を2015年8月に開始し、2016年度からは雇用促進税制と所得拡大税制の併用を可能とする拡充を行った。
- これまで44道府県、51の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。
- 引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行う。
- さらに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する支援措置について、2017年度からオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充により、企業の地方拠点強化を一層推進する。
- 加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○企業等の取組を促進するために必要な措置（地域再生法の改正、税制措置等）を講じた ○必要な制度整備等を実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発の実施	○本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について広く周知 ○企業等の取組を促進するために必要な措置の拡充 ○雇用機会が不足している地域における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出を促進（2017年度まで） ○引き続き、多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現
2020 年 KPI （成果目標）	○本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ○地方拠点における雇用者数を4万人増加 ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2015 年は、15～34 歳の割合 93.6%、全ての世代の割合 94.0%）	

(2)-(ウ)-① 地方移住希望者への支援体制

●現在の課題

- 東京都在住者の約4割（うち関東圏以外出身者の約5割）が地方への移住を検討又は今後検討したいと考えており、特に若年層や50代男性の移住に対する意識が高いとの結果が出ている。
- 地方移住を推進するため、地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させる必要がある。

●必要な対応

- 全国の地方受入組織と連携した移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「移住・交流情報ガーデン」において、相談者のニーズに対応する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	○「全国移住ナビ」を本格稼働させ2015年度末までに約280万ページビューを達成。自治体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストや「移住体験談コンテスト」を開催 ○「移住・交流情報ガーデン」を開設し、2015年度に約7,600件をあっせん	○「移住・交流情報ガーデン」において相談者のニーズに幅広く対応できるよう、各地方公共団体等の移住関連イベントや夜間セミナー等の充実を図るとともに地方移住への興味・関心を高めるための「移住フェア」の実施等により移住関連情報の提供体制の強化を図る
2020年KPI (成果目標)	○地方移住施策全体の推進を通じて2020年に東京圏からの転出4万人増加（2013年比）（転出1万人減） ○2020年に「移住・交流情報ガーデン」のあっせん件数11,000件（2015年度 約7,600件）	

(2)-(ウ)-② 地方居住の本格推進

a. 都市農村交流

●現在の課題

○都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組で終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

●必要な対応

○日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在（農泊）を含めた農林漁家民宿、観光農園、農家レストラン、福祉農園等の地域資源を活用した取組など、観光、教育、福祉等と農業の連携の更なる促進の下、農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するような、多様な都市と農山漁村の交流を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図る。

○今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人である日本版 DMO や中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

○市町村において、滞在型農山漁村体験教育が飛躍的に拡充されるよう、国として必要な施策を推進する。

○都市と農山漁村の交流に関する情報提供を充実させる。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○観光、教育、福祉、農業等各分野における連携プロジェクト等を推進	○質量両面での都市と農山漁村の交流事業の充実 ○農泊ビジネスの現場実施体制の構築 ○地域に眠っている資源の魅力あるコンテンツとしての磨き上げ ○優良地区の国内外へのプロモーションの強化
2020 年 KPI （成果目標）	○都市と農山漁村の交流人口を 2020 年には 1,300 万人（2015 年度 1,099 万人）	

(2)-(ウ)-② 地方居住の本格推進

b. 「お試し居住」・「二地域居住」の本格支援、住み替え支援

●現在の課題

- 地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入している。
- 「二地域居住」の推進に当たっては、宿泊施設等の滞在費が高い、移動のための交通費が高いといった費用負担が大きい面が課題となっている。
- また、我が国では既存住宅の流通が進んでおらず、世帯当たりの住み替え頻度が英米の 1/3～1/4 となっており、住まいが固定化している。
- さらに、休暇がとりにくい、まとまった滞在時間が確保できない、場所にとらわれない就業を可能とする基盤が整っていないなどの働き方に関する課題も見られる。また、「お試し居住」・「二地域居住」を支援する地方公共団体の取組や住宅、居住先に関する情報の収集も必ずしも容易でない状況にある。

●必要な対応

- 地方居住の推進運動を展開するため、地方居住推進国民会議を設置する。
 - ・地方居住に関心のある団体、地方公共団体、有識者等により構成する。
 - ・地方での生活やライフスタイルのすばらしさの価値観の共有化、あらゆる世代の UIJ ターン、「二地域居住」における就労等についての気運の醸成を図る。
- 「お試し居住」・「二地域居住」の推進
 - 移住に向けた「お試し居住」や複数地域に生活・就労の拠点を有する「二地域居住」を推進する。
 - このため、コストの低減策として、
 - ・空き家となっている個人住宅を含む既存住宅の活用、公的賃貸住宅を活用した「お試し居住」用住宅を提供する地方公共団体の取組への支援（公営住宅の目的外使用による活用等）により、住み替えしやすい環境を整備する。
 - ・移動費の低減につながる取組として LCC（注）の参入促進、企画乗車券等の開発を民間に促すことを推進する。
 - （注）Low Cost Carrier（ローコストキャリア）の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言その他各層からの参加を得て、民間有志の主導により国民会議を設置 ○空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）を昨年 5 月に全面施行し、国において基本指針を策定	○地方居住推進に向けた国民的な運動の促進 ○地方移住の受け皿や東京圏問題の解消にも寄与するよう、良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築を推進する
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年に「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増（2014 年比）（2014 年 23%、2016 年 34%の市町村で実施）	

(2)-(ウ)-③ 「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進

●現在の課題

- 東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している（内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月））。
- 「生涯活躍のまち（日本版 CCRC（注））」は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであり、2016年4月に地域再生法（平成17年法律第24号）に「生涯活躍のまち形成事業」を位置付け、これまでに12市町、12の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が進んでいるところ。
- また、「生涯活躍のまち」構想の推進意向を示している地方公共団体（236団体）のうち、取組を進めている地方公共団体は約3割（71団体）である（2016年10月1日時点）。
- 中高年齢者の希望の実現や地域の特性に応じたまちづくりを通じて、地域の創生を図ることの重要性が十分に広まっていないことや、構想を推進する意向のある地方公共団体が取組を円滑に進めていくための人材、ノウハウ等が不足していることが課題として挙げられる。

（注）Continuing Care Retirement Community の略。

●必要な対応

- 関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」において、地域の課題やニーズの把握・検討を進めるとともに、2016年度中に「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	○「生涯活躍のまち形成支援チーム」の設置（2016年3月） ○改正地域再生法の施行（「生涯活躍のまち形成事業」の創設）（2016年4月） ○「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等の実施	○「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、ノウハウ等の収集・蓄積・情報提供等を実施
2020年 KPI （成果目標）	○「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数：100団体	

(2)-(ウ)-④ 「地域おこし協力隊」の拡充

●現在の課題

○条件不利地域・農山漁村の活性化のための外部人材導入の潜在的ニーズは大きく、効率的、効果的に事業を実施することが重要である。

●必要な対応

○隊員の確保に向けて大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人などに向けた広報を一層強化するとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、地域の受入れ・サポート体制の整備や地域おこし協力隊サポートデスクによる支援、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催などにより、事業をより一層推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」について、名称の統一、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進等を合同で実施するなど一元的な運用を実施 2015 年度の地域おこし協力隊員数は 2,799 人（うち旧田舎で働き隊員 174 人）と 2013 年度比で 2.6 倍以上に増加 ○地域おこし協力隊の拡充のための広報を実施するとともに、隊員向けの研修等の充実、隊員の起業・事業化の支援の充実、地域おこし協力隊サポートデスクの開設、地域おこし協力隊全国サミットを開催	○募集情報の統合化、合同研修の実施、隊員間の交流促進等により、事業をより一層推進
2020 年 KPI (成果目標)	○統合後、2016 年に 3,000 人、2020 年に 4,000 人を目標に拡充 (2015 年度 「地域おこし協力隊」 2,799 人（うち旧「田舎で働き隊」 174 人）	

(2)-(ウ)-⑤ 地域の総力を挙げた取組(再掲)

●現在の課題

○地方創生のためには、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図ることが必要である。

●必要な対応

○「チャレンジ・ふるさとワーク」については、①都市部の若者などが一定期間地方に滞在し、働きながら田舎暮らしを学ぶ「ふるさとワーキングホリデー」や、②お試し勤務の受入れ等を通じた地方公共団体による企業ニーズの分析や誘致戦略の策定等を支援し、地域での企業立地の促進を図る「お試しサテライトオフィス」、③地域人材情報を把握し、人材育成・活用の在り方についての戦略策定を通じて地域における人材の総活躍を促す「“地域の人事部”戦略策定事業」、④地域の将来を担う若者のアイデアを創業につなげ、地域の資源と資金を活用した地域密着型企業の立ち上げ等を促す「次世代コラボ創業支援事業」、⑤買い物支援など暮らしを支えるビジネスの確立により、将来にわたって住民の暮らしを守っていく「“地域の暮らしサポート”実証事業」に取り組んでいく。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○「チャレンジ・ふるさとワーク」について、「ふるさとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「“地域の人事部”戦略策定事業」「次世代コラボ創業支援事業」の4事業を推進	○「チャレンジ・ふるさとワーク」の更なる展開を図り、「ふるさとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「次世代コラボ創業支援事業」「“地域の暮らしサポート”実証事業」の4事業により、地域への「ヒト・情報」の流れを加速
2020 年 KPI (成果目標)	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(2)-(エ)-① 知の拠点としての地方大学強化プラン

●現在の課題

○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（2015 年度～）の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業や NPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかした雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

○第 3 期中期目標期間（2016 年度～2021 年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援する。

○私立大学等経常費補助金において、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経営基盤の確立を支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○地元の地方公共団体や企業等と連携し、地域課題の解決に取り組む大学を評価し、その取組を推進	○2015 年度から実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」により、雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を引き続き推進 ○国立大学の第 3 期中期目標期間（2016 年度～2021 年度）において、地域貢献の視点を取り入れた評価を実施 ○地域発展に貢献する地方私立大学の取組を支援
2020 年 KPI （成果目標）	○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究件数を 7,800 件まで高める（2015 年 6,563 件） ○大学と地域の企業等との共同研究による特許出願数を大幅に増加させる	

(2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン

●現在の課題

- 地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方で十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源をいかした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

●必要な対応

- 地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。
- 東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する。
- 私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化等を通じ、大学等における入学定員管理の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。
- 郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」を踏まえ、必要な制度面の改善や、地域と学校が連携・協働した取組の重点的な支援をはじめ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進を図る。
- 地域学校協働活動を推進するため地域コーディネーターの配置拡充及び機能強化を図る。また、未実施地域における取組を加速化するとともに、地域コーディネーターの資質や事業の質向上を図るため、統括コーディネーターを市町村に配置する。
- 都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。
- 農山漁村等における子供の宿泊体験活動を推進する。
- 就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成	○地域産業の担い手となる学生の奨学金返還のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に更なる周知を行う

	○独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みの創設 ○私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置 ○学校を核とした地域力強化プランを実施し、学校と地域が連携・協働する体制を構築	○東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する ○私立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、私立大学等経常費補助金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化を 2016 年度から 2018 年度までに段階的に実施する ○国立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化を 2016 年度から 2018 年度まで段階的に実施する ○学校を核とした地域力強化プランについては、各事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善していく。その中でも ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、全国の公立学校に広がるよう更なる推進を図る ・地域と学校が連携・協働した取組の充実をめざし、地域コーディネーターや統括コーディネーターの配置を進める ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、必要な制度面の改善を図るとともに、地域と学校が連携・協働した取組についても、制度面の充実を図る ○就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する
2020 年 KPI （成果目標）	○地方における自道府県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める（2016 年度道府県平均 32.2%※速報値） ○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で 80%まで向上（2012 年度道府県全国平均 66.5%） ○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する ○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する	

(2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

●現在の課題

- 地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

●必要な対応

- 国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボット、航空整備技術に係る人材育成の取組を支援する。
- 専修学校における、産業界等と連携した実践的な職業教育を充実させ、地域の産業を担う専門的職業人の育成を促進する。
- 高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。
- 地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。
- 大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度）の充実により、地域・地方創生を担う社会人の学び直しを一層促進する。
- 地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて所要の制度上の措置を講ずることを目指す。
- 大学生や高校生等を対象とした「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に 2015 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。
- 地域の大学等が地方公共団体と協力して行う外国人留学生住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。
- 地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- 国際バカロレアの普及拡大に向けて、一部日本語で実施可能とするプログラムの開発・導入を進めるとともに、大学入試における活用等を一層促進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定し、地域を担う社会人の学び直しを促進 ○地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材	○「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を一層推進 ○引き続き、

	の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ○先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとして指定し、地元企業と連携した教育プログラム等の開発等を推進 ○専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアを毎年都道府県教育委員会と連携して開催し、企業等に広く PR ○「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、「地域人材コース」を開始 ○国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラムを開発 ○外国人教員の採用を円滑にするため、特別免許状授与に係る指針を策定し教育委員会に通知 ○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）施行規則を改正し、国際バカロレアと学習指導要領の双方を無理なく履修できる特例措置を新設	・地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ・専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る とともに、事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善 ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く制度の施行 ○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については 2019 年度の開学に向け、具体的な制度設計についての 2016 年の中央教育審議会での結論を踏まえ、所要の制度上の措置を講ずることを目指す ○「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、2015 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進 ○国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラムを 2017 年度までに開発を完了し、当該プログラムの高等学校等への導入促進、大学入試における成績の活用等の促進を図る
2020 年 KPI (成果目標)	○大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2013 年度 39.6%） ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす。（2016 年 10 月 101 校 ※候補校等含む）	

(2)-(オ)-① 地方創生インターンシップの推進

●現在の課題

- 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」の是正に取り組むことが重要。
- 東京圏への転入超過の内大半は、就職等を機に移住した若年層が占めており、地域の魅力ある企業とのマッチングによる地方への人材還流が図られていない。

●必要な対応

- 地方企業の魅力を再発見することを通じ、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地方在住学生の地方定着を進める「地方創生インターンシップ」の推進を図るため、
 - ・シンポジウムの開催等地方創生インターンシップについての国民的・社会的な気運の醸成
 - ・地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業の情報を発信し、と大学生をマッチングする「地方創生インターンシップポータルサイト」の構築及び本格稼働
 - ・各地方公共団体が取り組む、地方創生インターンシップに関する産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強化への支援
 - ・学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進等を実施する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングする「地方創生インターンシップポータルサイト」の運用開始 ○東京圏以外の全ての道府県において地方創生インターンシップに取り組む体制を構築 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進	○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○「地方創生インターンシップポータルサイト」の充実等 ○各地方公共団体が取り組む、産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強化への支援 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進
2020 年 KPI (成果目標)	○地方創生インターンシップに参加する学生を受け入れる企業数を 2 倍	

(3)-(ア)-① 「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

●現在の課題

○地域によって出生率は大きく異なっており、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」、更には「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版)を公表したところである。これは、各地方公共団体の少子化に関する状況が他と比較してどのような状況にあるかを知る指標と、指標を活用した分析や対応策の検討例等を取りまとめたものであり、有効な対策を検討する手がかりとして活用できるものである。各地域においては、こうしたデータに基づく分析と対応策の検討が必要である。

●必要な対応

○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」をより役立つものにするため、地方公共団体における活用状況等もふまえて改訂し、提供するとともに、地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るためには、地域の実情に即した「働き方改革」の取組が重要である。そのため、各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降(2019年度まで)
取組内容	○2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版)を公表した ○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」を地方公共団体からの意見等をふまえて改訂し、提供する ○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府	○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣をはじめ、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施

	省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣をはじめとした支援を実施	
2020 年 KPI (成果目標)	○第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上 (2015 年 53.1%) ○男性の育児休業取得率を 13%に向上 (2015 年 2.65%) ○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %へ低減 (2015 年 8.2%)	

(3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進**●現在の課題**

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を促進し、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- 若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進することが必要である。

●必要な対応

- 総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進する。
 - ・新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援に着実に取り組む。
 - ・青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした若者雇用促進法の円滑な施行に取り組む。
- 「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」（2016年1月策定）及びこれを参考に都道府県ごとに策定された「地域プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	○ハローワークにおける新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援など、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進 ○若者雇用促進法の円滑な施行等による若者雇用対策の推進 ○「正社員転換・待遇改善実現プラン」及び「地域プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進	○引き続き、若者雇用促進法の円滑な施行等による若者雇用対策の推進 ○引き続き、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」及び「地域プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進
2020年KPI （成果目標）	○2020年までに20～34歳の就業率を79%に高める（2015年76.1%） ○2020年までにフリーターを124万人まで減少させる（2015年167万人） ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2015年15～34歳の割合93.6%、全ての世代の割合94.0%）	

(3)-(イ)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

●現在の課題

- 若者世代の未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が、少子化の原因となっている。
- 独身にとどまっている理由としては、「適当な相手にめぐりあわない」、「結婚資金が足りない」等が挙げられている。また、妊娠・出産に関する知識が不十分であり、結婚や出産の希望の時期について、適切なライフデザインを描けていないとの指摘もある。
- 地域の実情に即した少子化対策の充実が必要であり、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した支援を総合的に推進していく必要がある。

●必要な対応

- 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）に基づく「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）の下、国と地方が連携した総合的な少子化対策の取組を推進する。
- 2015 年 4 月から施行された子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び同月に期限が延長され、その内容が充実された次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、地方公共団体は、総合的な子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する計画を作成し、地域の実情に即した少子化対策を総合的に推進する。2014 年 11 月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動指針においては、地方公共団体の策定に当たっての基本的な視点として、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の重要性を明記したところであり、これにより、地方公共団体の取組を促進する。
- 「少子化社会対策大綱」と連携した、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を総合的に推進する。特に、地域の実情に即し、結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」のうち先駆的な取組や優良事例の横展開を支援	○「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進 ○地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」のうち優良事例の横展開を支援 ○平成 28 年度補正予算にて「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援の充実の実現を加速化するため、同交付金の対象事業を同プランに掲げられた新たな取組（総合的な結婚支援や企業・団体・学校

		等による取組への支援）等に重点化し、地方公共団体の取組を支援
2020 年 KPI (成果目標)	○安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会の実現（安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えた人の割合を4割以上とする。2013年度「少子化社会対策の大綱の見直しに向けた意識調査」において「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した者の割合は19.4%） ○結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方公共団体数 現状：47都道府県、延べ406市区町村において、地域少子化対策強化交付金を活用して実施（2015年10月末） 目標：47都道府県、1,200以上の市区町村において実施（2020年）	

(3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）

●現在の課題

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育てに関する女性（妊産婦・母親）の孤立感、負担感が強まっている。
- 現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援については、医療機関、市町村の保健センター、児童相談所等の様々な機関が「縦割り」で行っており、連携が取れていない。

●必要な対応

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」（注））の整備を目指す。
 - 「子育て世代包括支援センター」においては、保健師等の専門職等が妊産婦等に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果支援が必要と判断された妊産婦等に対しては、支援プランの策定等を実施する。
- （注）フィンランドにおいては、「ネウボラ」という妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで行うための地域拠点を整備し、妊娠や出産等に係る相談支援や他の支援機関との連携等を行っており、こうした取組を参考にし、切れ目のない支援を行うためのワンストップ拠点。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○「子育て世代包括支援センター」の支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドライン策定のための調査研究の実施、助産師、保健師等による切れ目のない支援を実施 ○小児医療や周産期医療の確保、助産師外来・院内助産所の整備や研修等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援	○全国のどの地域でも、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」の機能をもつ仕組みを確保することを目標とし、地域の実情を踏まえながら、おおむね 2020 年度末までに全国展開を目指す。あわせて、「子育て世代包括支援センター」の支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る ○小児医療や周産期医療の確保、助産師外来・院内助産所の整備や研修、地域における分娩を扱う施設の確保等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援
2020 年 KPI （成果目標）	○支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100% ※「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（2011 年 1 月一般財団法人こども未来財団）において「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」と回答した妊産婦等は約 3 割程度とされている。	

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

a. 「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築

●現在の課題

○子育て支援の質・量の充実を図るため、安定的な財源の確保が必要である。

○小学校就学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」の打破や、多様な体験・学習活動のための環境が必要であるが、放課後の支援策が不十分である。

●必要な対応

○消費税分以外も含め、安定財源の確保に向けて適切に対応する。

○「放課後子ども総合プラン」においては、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を引き続き推進するため、量的拡充及び質の向上に必要な経費を確保し、市町村における取組の支援を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○子ども・子育て支援新制度の実施 ○放課後子供教室については、14,392 教室 (H27 年度) から 16,027 教室 (H28.10 月時点) に増加 ○家庭的保育事業 958 件、小規模保育事業 2,429 件、居宅訪問型保育事業 9 件、事業所内保育事業 323 件 (2016 年 4 月)	○安定財源を確保しつつ、子育て支援の質・量の充実を図る
2020 年 KPI (成果目標)	○2017 年度末までに企業主導型保育事業により最大 5 万人分の受け皿を確保する ○2017 年度末までに待機児童の解消を目指す (2016 年 4 月 23,553 人) ○「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区 (約 2 万か所) で一体的に又は連携して実施。うち 1 万か所以上を一体型とすることを目指す ○小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す ○地域子育て支援拠点事業等について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す	

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

b. 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど教育費負担の軽減

●現在の課題

○幼児教育に係る家計の負担軽減が課題となっている。

○国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、1夫婦当たりの理想の子供数は2.32人であるのに対し、平均出生子供数は1.94人とどまる。

○理想の子供数を持てない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が56.3%と最も多く、特に第3子以降を生まない理由としては69.8%の人が同じ理由を挙げている。

●必要な対応

○財源を確保しながら、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	①生活保護世帯、一人親の市町村民税非課税世帯は、全ての子供が無償 ②一人親の年収約360万円未満相当世帯は、第1子が半額、第2子以降は無償 ③一人親でない年収約360万円未満相当世帯世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償 （※年収約360万円未満相当世帯でない世帯では、第1子が一定年齢以下の場合に、第2子が半額、第3子以降が無償）	○幼児教育の無償化に向けた取組を、財源を確保しながら段階的に進める
2020年KPI （成果目標）	○理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下（2010年時点での割合60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合71.1%からの低下（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）（2015年時点：56.3%、第3子を産まない理由としての回答割合69.8%（国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」） ○子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合の低下（現在の割合39.1%からの低下（内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」）	

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

c. 社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援

●現在の課題

○多子世帯、特に第3子以降については、子育てに要する費用が大きな負担となっている。

○親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある中、「三世代同居・近居」を希望する夫婦の希望が実現できていない。

●必要な対応

○子育てに係る様々な負担について、特に多子世帯に対して社会全体で支援する仕組みを充実させていくことが必要である。

○子育て支援の観点から、「三世代同居・近居」の希望を実現するための支援を行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○家計の教育費負担軽減策の充実 ○安心して子育てができるよう、地域における家庭教育支援の取組を推進 ○多子世帯の保育料負担軽減として、年収約 360 万円未満相当世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施	○財源の確保と併せて、子育てに係る様々な負担を軽減するなど、特に多子世帯の支援を実現 ○奨学金事業の充実など、家計の教育費負担軽減策を充実 ○幼児教育の無償化に向けた取組を、財源を確保しながら段階的に進める
2020 年 KPI (成果目標)	○「三世代同居・近居」の希望に対する実績の比率の向上 ○理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下 (2010 年時点での割合 60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合 71.1%からの低下 (国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)) (2015 年時点での割合 56.3%、第3子を生まない理由としての回答割合 69.8% (国立社会・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」))	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

●現在の課題

（育児・介護休業の取得促進）

○育児休業については、大企業に比べて中小企業における取得率が低く、育児休業を利用して継続就業する割合は、正社員に比べて非正規雇用の労働者が低い状況である。

○育児休業を利用したい男性は3割を超える一方、実際の男性の育児休業の取得・育児への関わりは低調である。

○介護休業等の利用率が低い状況である。

（両立支援等助成金の拡充）

○女性労働者は、雇用者の半分近く（43.9%）を占めているが、約5割の女性が第1子出産を機に退職している。

○年齢別に就業率をみると、30歳手前をピークに正社員は減少し、パートの割合が増えていく。（参考：第一子出産の平均年齢は30.4歳）

（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組）

○女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）を踏まえ、2016年度から全府省で取組を開始。今後さらに、社会全体でワーク・ライフ・バランスやその前提となる女性活躍を加速していく必要がある。

●必要な対応

（育児・介護休業の取得促進）

○労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、有期契約労働者の育児休業等の取得要件の緩和や介護休業の分割取得等の見直しを行った育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の着実な施行を行う。

○育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する支援を拡充し、中小企業等における労働者の円滑な育児休業取得・復帰を支援する。

○男性の育児休業取得の更なる促進を図る。

（両立支援等助成金の拡充）

○労働者が、出産・育児等を理由に退職することなく、能力を高めつつ活躍できる職場環境づくりに企業が取り組むためのインセンティブを拡充する。

(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組)

○ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組を加速するため、各府省や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○2016 年 3 月に、育児・介護休業法等の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 8 月に関係省令等の改正を行った。 ○両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金の代替要員確保コース及び育児・介護支援プランコース)を拡充 ○以下の育児休業の取得促進に向けた取組等を実施 ・中小企業における育児・介護支援プラン導入プログラム(中小企業による育休復帰支援プラン及び介護支援プランの作成を事業所訪問等により支援するとともに、中小企業事業主に助成金を支給) ・男性の育児休業取得を促進する企業を支援する出生時両立支援助成金の創設 ・イクメンプロジェクト(シンポジウムの開催、イクメン企業とイクボスの表彰や HP 等を通じて男性の育児と仕事の両立を積極的に促進) ○女性活躍推進法第 20 条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を踏まえ、2016 年度から全府省で取組を開始	○改正育児・介護休業法等の着実な施行のため、労働局による改正内容の周知や指導を行う ○労働者が、出産・育児等を理由に退職することなく、能力を高めつつ活躍できる職場づくりに企業が取り組むためのインセンティブ拡大として両立支援等助成金の拡充を行う
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年に第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に高める(2015 年 53.1%) ○2020 年に男性の育児休業取得率を 13%に高める(2015 年 2.65%) ○2020 年にくるみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業)を 3,000 社に増加させる(2016 年 9 月 2,657 社)	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

●現在の課題

○結婚・出産・子育ての希望を実現する上で、仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要である。

●必要な対応

○所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業別の出生率の公表を推進している日本各地のリーディングカンパニーの取組を幅広く普及させる施策（ポータルサイトを活用した情報発信、働き方・休み方改善コンサルタント等による各企業に対する支援等）を促進する。

○年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇取得促進期間における集中的な広報や、地方公共団体との協働により地域レベルでの年次有給休暇の取得を促進する「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施する。

○長時間労働を抑制するための総合的な取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○企業経営陣への働きかけ ・日本各地のリーディングカンパニー等の経営トップに働きかけるとともに、先進的な取組事例について、ポータルサイトを活用して情報発信 ・「働き方・休み方改革シンポジウム」の開催 ○地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施 ○年次有給休暇取得促進期間を設定し、全国の労使に対して集中的な広報を実施	○長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
2020 年 KPI （成果目標）	○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %へ低減（2015 年 8.2%） ○年次有給休暇取得率を 70%に向上（2014 年 47.6%）	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-③ 時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進

●現在の課題

○子育てなどのライフステージにおいて、労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できるようにすることが重要である。特に、企業における転勤については、企業独自の経営判断に基づき行うものではあるが、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフイベントとの両立が必要である。

○そのため、職務や勤務地等を限定した正社員（多様な正社員）制度の普及・拡大が重要であるが、制度の導入企業は一定程度にとどまっており、しかも導入企業においても社内の制度化が不十分である。

●必要な対応

○職務や勤務地限定の内容を労働者に明示するなどの「雇用管理上の留意事項」を周知するとともに、多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を継続して実施する。

○特に、転勤については、まずは企業における転勤の実態（転勤を行う理由、転勤の時期・年齢・回数等）を把握するための実態調査を行い、その上で、当該実態調査の結果を踏まえ、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」を策定する。

○こうした取組により、子育てなどの事情により、転居を伴う転勤が困難な労働者について、転勤を免除する勤務地限定の働き方を導入するとともに、転勤が困難な事情が解消した場合には、本人の希望に応じて転勤のある働き方を選択することもできるよう、企業において勤務地限定正社員（注）の導入や相互転換について社内の制度化を促進する。

（注）育児や介護の事情で転勤が難しい者や地元に着定した就業を希望する者等について、希望する地域で正社員として働くもの。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発の実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地等を限定した正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施 ○企業における転勤の実態を把握するため、2015 年度に	○引き続き、多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現 ○策定した「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の周知を図る

	企業の人事担当者に対するヒアリング調査を実施するとともに、2016 年度に企業及び労働者に対するアンケート調査を実施し、これらの結果を踏まえ、2017 年 3 月までに労働者の仕事と家庭の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」を策定	
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までにフリーター数を 124 万人に減少させる（2015 年 167 万人） ○2020 年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2015 年 15～34 歳の割合 93.6%、全ての世代の割合 94.0%）	

(3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

●現在の課題

- 就業している女性のうち約5割が第1子出産を機に離職している。25～44歳の女性就業率は近年上昇している（2013年69.5%⇒2015年71.6%）が、子育て期の女性の就業率は依然として低く、女性の管理職割合も低い。
- 女性の活躍状況は地域によって異なっているため、地域の実情に応じて効果的に女性の活躍を推進していくことが重要である。住民に身近な地方公共団体を中心とした地域ぐるみの取組が始まっており、これらの取組は継続して行われる必要がある。
- 人口減少に直面する地域において、PTA、自治会、消防団など、地域活動の様々な場面での女性の活躍が不可欠である。
- 我が国の女性研究者の割合は増加傾向にあるものの、2015年時点で14.7%と、主要先進国と比較しても低水準である。地域の大学等においても、研究と出産・育児・介護等の両立が難しく、研究継続を断念する女性研究者が存在するなど、活躍の場が限定的となっている。
- 2016年4月から女性活躍推進法が全面施行され、大企業（労働者数301人以上）については、一般事業主行動計画の策定等が義務付けられ、計画に基づく取組が推進されている。その一方で、労働者の6割以上は、努力義務である300人以下の事業主に雇用されていることから、引き続き、中小企業における女性の活躍も推進していく必要がある。
- 女性活躍推進法が施行され、大企業には自社の女性活躍の状況等について情報の公表が義務化されており、その情報公表の場として、「女性の活躍推進企業データベース」を運営し、企業間の比較を可能としているところである。このデータベースについて、掲載企業数や各企業が公表する情報項目数を増やし企業の取組み競争をさらに促すとともに、ユーザビリティの向上のための措置を講じる必要がある。

●必要な対応

- 女性活躍推進法に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組を自ら実施することを促進する。
- 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体による地域の実情に応じた地域に根差した取組を促進する。
- 固定的性別役割分担意識の解消及び地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。
- 学びを通じ、女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。
- 研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上など、研究環境のダイバーシティ（多様性）実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援する。
- 女性活躍推進法の周知徹底。一般事業主行動計画の策定等が努力義務である中小企業（労働者数300人以下）に対する行動計画の策定

等を引き続き支援。

- 「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業数（中小企業を含む）や各企業が公表する情報項目数の増加のため、データベースの活用促進等を図るとともに、ユーザビリティの向上のための改修を実施する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○女性活躍推進法の完全施行（2016 年 4 月） 同法に基づき、事業主の行動計画策定・公表、地方公共団体の推進計画策定等を促進 ○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○地域女性活躍推進交付金等により、地域の実情に応じた女性の活躍推進に向け、多様な主体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備等の地方公共団体の取組を支援（47 都道府県中 25 都道府県において継続可能な連携体制が構築済（2014 年度）） ○女性等を対象とした低利融資制度のほか、全国各地で実施する「創業スクール」の中で女性起業家コースを実施 ○女性の地域活動参画につながる、学び直しに関する各地域の取組を促進 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ○ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブにより、大学等における女性研究者支援の取組を推進 ○両立支援等助成金（女性活躍加速化助成金）の支給 ・企業が、自社における女性の活躍に関する現状把握と女性の活躍推進の課題（阻害要	○女性活躍推進法を踏まえ、多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、同法に基づく地方公共団体の推進計画の策定を促進する。同法に基づく国及び地方公共団体の取組状況等について、好事例の発信等「女性活躍推進法「見える化」サイト」を拡充して、各団体における更なる取組を推進する。特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組等について調査を行う ○地域の女性人材を対象に、学びを通じた社会参画を促進するため、関係機関・団体によるネットワークの形成とその取組の在り方を検討し、全国へ普及する ○女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する ○研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成など、研究環境のダイバーシティ（多様性）実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援し、女性研究者が途切れることなくキャリアアップを図ることができる研究環境を整備する ○これまで女性の参画が少なかった分野（建設業、消防団、タクシー、トラック、バス、自動車整備業、林業、鳥獣保護管理等）において、希望する女性がその担い手として就業・定着し、活躍できるよう、女性が働きやすい職場環境の整備等の取組を推進する ○地方公共団体の調達においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるよう働きかけを行うとともに、先進的な取組

	因)の分析を行い、課題解決に向けた数値目標と取組目標を設定した上で取組を行い、女性活躍推進に向けた取組目標及び数値目標を達成した場合に助成金を支給 ○「女性の活躍推進企業データベース」(2016年2月)や「女性役員情報サイト」(2016年9月)の開設等、女性の活躍状況の「見える化」を推進し、女性の活躍に向けた企業の自主的な取組を促進 ○中小企業のための女性活躍推進事業の実施 ○女性活躍推進法に基づく国及び地方公共団体の取組を中心に、一覧化して掲載した「女性活躍推進法「見える化」サイト」を開設(2016年9月)	事例の周知等により、啓発等を進める。また、東京オリンピック・パラリンピックに関する調達や民間企業等における各種調達においても、ワーク・ライフ・バランス等を評価する取組を促進すべく、CSR推進の観点等も考慮しつつ、公共調達等における先進的な取組事例の周知等によるワーク・ライフ・バランス推進の働きかけや啓発等を進める ○地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討を行い、大学等の教育・研究機関における保育環境整備の状況や好事例等を把握・普及し、女性の学びを支援する ○中小企業における一般事業主行動計画の策定等を支援するために必要な措置を引き続き講じる ○「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業数や、各企業が公表する情報項目数の増加、ユーザビリティの向上のための改修を行う
2020年KPI (成果目標)	○各地域における女性就業率及び指導的地位に占める女性の割合を着実に高める ・2020年までに25～44歳の女性就業率を77%に高める(2015年71.6%) ・2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする。(指導的地位の代表例である、国の本省課室長相当職に占める女性の割合3.5%(2015年)、都道府県の本庁課長相当職に占める女性の割合8.5%(2015年)、民間企業(100名以上)の課長相当職に占める女性の割合9.8%(2015年)) ○大学の教授等(学長、副学長及び教授)に占める女性の割合を20%(2016年度15.4%)に増加させる ○女性活躍推進法に基づく推進計画(女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画)の策定率について、都道府県100%、市区100%、町村70%の成果目標を2020年までに達成する	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

●現在の課題

○ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進等の「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。

●必要な対応

○長時間労働対策・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しを含めた様々な問題について各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において重点的に検討を進め、これに対して「地域働き方改革支援チーム」が情報提供や構成員の派遣を行うなどの支援により、地域に即した働き方改革を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する（(3)-(ア)-①参照）。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より情報提供や構成員の派遣をはじめとした支援を実施	○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣をはじめ、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施
2020 年 KPI （成果目標）	○働き方改革に資する各種指標（(3)-(エ)-①から④を参照）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-① 「連携中枢都市圏」の形成

●現在の課題

- 人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携の構築が求められている。
- 意欲のある市町村が積極的に「連携中枢都市圏」を形成することができるよう、対象地域の圏域形成に向けた検討を後押しすることが必要である。
- 各圏域において、その特性を踏まえ、連携中枢都市圏ビジョンに基づき推進する施策や事業に応じて成果指標等を設定し、進捗管理を行うことが必要である。

●必要な対応

- 市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。
- モデル事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供等を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。
- 圏域形成に向けた検討を後押しする支援策を検討する。
- 各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	○17圏域において「連携中枢都市圏」を形成（2016年10月時点） ○圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ○モデル事業の実施 ○国土形成計画（全国計画）への「連携中枢都市圏」構想の反映	○「連携中枢都市圏」に対する支援 ・圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ・モデル事業の実施、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 ・「地域経済分析システム（RESAS）」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・内発的な自立発展の推進調査 ・補助事業採択における配慮 ・圏域形成に向けた検討を後押しする支援策の検討 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握

2020 年 KPI (成果目標)	○連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2016 年 10 月時点 17 圏域） ○市町村自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定
----------------------	--

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

●現在の課題

- 定住自立圏構想の取組の横展開を図り、更なる圏域形成を促進する。
- 各圏域において、その特性を踏まえ、定住自立圏形成協定等に基づき推進する具体的取組に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行う。

●必要な対応

- 取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。
- 各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○112 圏域において定住自立圏を形成(2016 年 10 月時点) ○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援 ○取組成果の検証を踏まえ、定住自立圏の取組に対する支援策を検討・実施	○取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行い、新たな圏域形成を促進 ○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握
2020 年 KPI (成果目標)	○定住自立圏の協定締結等圏域：140 圏域を目指す (2016 年 10 月 112 圏域) ○地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行う	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
B 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たって
の政策間連携の推進

(4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

●現在の課題

- 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。
- 都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。
- 市町村からは、「コンパクトシティの施策の効果が分かりにくい」、「関係施策との連携のイメージがつきにくい」といったことから、参考となるような具体的な先行的事例の情報提供を求める声が多い。

●必要な対応

- 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度についての周知・普及を図り、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。
- また、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）において、
 - ・都市の中心拠点等にアクセスするための生活交通の確保・維持等の事業についての支援
 - ・まちづくりと公共施設再編の連携促進
 - ・地域医療施策、地域包括ケアシステム施策、子育て支援施策とコンパクトシティ施策との一体的推進
 - ・コンパクトシティの実現、公共交通網の再構築、施設整備等に係る金融機関の企画段階からの関与の在り方など、関係省庁を挙げて、横の連携を強化し、まちづくりの現場の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図る。
- コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、コンパクトシティ形成支援チームの枠組を活用して以下の取組を進める。
 1. モデル都市の形成等により、ノウハウの蓄積・横展開を図り、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。
 2. 健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係省庁が

継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○「コンパクトシティ形成支援チーム」の設置 ○「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」の取りまとめ、改訂等 ○平成 28 年度予算等における支援施策の充実・連携強化 ○「先行的取組事例集」の公表 ○都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する ○コンパクトシティ化による効果に関する指標の開発・提供 ○歩行量に関するガイドラインの作成 ○人の属性ごとの行動データの把握に関する手引きの作成	○市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実・連携強化 ○優良な取組に対する省庁横断的な支援・モデル都市の形成等 ○市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証し、実効的な PDCA サイクルを推進 ○人の属性ごとの行動データを把握するシステムの構築
2020 年 KPI （成果目標）	○立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村（2016 年 9 月末時点 4 市） ○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数：100 市町村 ○市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：100 市町村 ○公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 （三大都市圏） 90.8%（2015 年度 90.6%） （地方中枢都市圏） 81.7%（2015 年度 79.1%） （地方都市圏） 41.6%（2015 年度 38.7%） ○地域公共交通再編実施計画認定総数：100 件（2016 年 9 月末時点 13 件） ※総合戦略 2015 改訂版の KPI であった「地域公共交通網形成計画の策定総数：100 件」は、2016 年 8 月末時点で 185 件となり、目標を達成した	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

(4)-(ア)-C-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

●現在の課題

○地方都市において、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。その際には、地域資源を最大限に活用し、新たな需要の創出や地域への誇りや愛着の醸成等を図る取組と一体となって、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等により、収益力を高める地域空間の形成を図る。

●必要な対応

○中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能（商業、文化、教育、医療、福祉、居住等）の整備支援の充実を図る。

○「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応などの視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂する。

○地方都市における「稼げるまちづくり」の有望事例を「地域のチャレンジ 100」として取りまとめ、全国への展開を図る。

○中心市街地において、空き店舗等のリノベーション等を選択しやすくするほか、優れたノウハウを各地域で導入できるよう成功事例の普及とともにまちづくり関係者の研修を行う。

○全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について来春までに取りまとめを行う。

○民間都市開発推進機構が地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアをマネジメントしつつ、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めていく。

○クラウドファンディング等の手法を用いた空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、不動産特定共同事業制度の見直しを行う。

○IT を活用して遊休資産や個人の余った時間の有効利用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣する等、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。

○「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けて、地域の実情に応じて適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、参考となる KPI

の選択肢例について、RESAS の拡充を踏まえ充実を図ることとする。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援 ○包括的政策パッケージの改訂 ○「地域のチャレンジ 100」の取りまとめ ○「シェアリングエコノミー促進センター」を政府部内に設置	○中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援 ○包括的政策パッケージの普及・改訂 ○マネジメント型リノベーションまちづくりファンドの創設 ○不動産特定共同事業制度の見直し ○商業施設等整備支援におけるリノベーション支援の拡充 ○空き店舗活用ノウハウの普及、研修の拡充 ○KPI の選択肢例について、RESAS の拡充を踏まえて充実を図る ○シェアリングエコノミー伝道師の派遣などを通じ、シェアリングエコノミーの導入・連携を図る地方公共団体を支援
2020 年 KPI （成果目標）	○来訪者数を増加させる等の波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数 60 件を目指す	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

(4)-(ア)-C-② 地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト（マイナンバーカードの活用）の推進

●現在の課題

○現在、図書館の利用や生涯学習講座への参加等にあたり地方公共団体が発行した様々なカードが必要となっており、また、地域の商店街においてもポイントやスタンプなど多くのカードが存在する。住民にとっては複数のカードを持ち歩かなければならず不便であり、地方公共団体や商店街にとってもカード発行等のコストが負担となっている。

●必要な対応

○マイナンバーカードの IC チップの空きスペースと公的個人認証、いわゆるマイキー部分を活用し、マイナンバーカード1枚で、地方公共団体や商店街等における様々なサービスを活用できる情報基盤としてマイキープラットフォーム等を構築することで、住民サービスの向上と行政コストの削減、さらには地域経済の活性化に取り組む必要がある。

○政府においては、平成 28 年度第二次補正予算に「地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト」（以下、「実証事業」という。）にかかる所要の予算を確保したところである。実証事業では、マイキープラットフォームの構築とともに、民間事業者（クレジット会社、航空会社等）のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街等で活用できる仕組みを構築することとしている。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○2016 年度中に実証事業の環境設定準備	○2017 年度に全国各地の地方公共団体が参加した実証事業を展開
2020 年 KPI （成果目標）	○KPI については、今後行う実証事業の状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
D まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

(4)-(ア)-D-① 官民連携・「見える化」の推進

●現在の課題

○まちづくりにおける企画・立案から具体的なプロジェクトの実施の段階に至るまで、官民が連携する体制が整っておらず、「育てる」まちづくりに向けた一貫した取組が進んでいない。

●必要な対応

○まちづくりの企画・立案の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言士の幅広い合意と協力を得ることにより、エリアの特徴をいかした「育てる」まちづくりを進める。

○国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見える化」について検討を進めるとともに、先行事例の周知等により取組の裾野の拡大を図る。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見える化」について検討を進めるとともに、先行事例の周知等により取組の裾野の拡大を図る	○具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム（注）等を通じた事業の掘り起こしを図る （注）地域プラットフォームとは、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された協議の場であり、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくりへの展開にも活用される ○まちづくりにおける効果等を「見える化」する手法の普及に取り組む
2020 年 KPI (成果目標)	○地域プラットフォームの形成数：47（2018 年度まで）（2016 年 4 月 1 日時点：17）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-E-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

a. 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

●現在の課題

- 財政状況が厳しさを増す中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務である。
- できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。
- 地方公共団体において、ノウハウの不足や体制の不十分さ等から、所有する公共施設・公的不動産の活用が進んでいない。

●必要な対応

- 「PPP/PFI(注1)推進アクションプラン」(2016年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)などに基づき、公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用を図るPPP事業について、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画する等、積極的に取り組む。また、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等PPP/PFIの更なる活用の具体化を推進する。金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。

(注1) PPPは、Public Private Partnershipの略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFIは、Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

- 不動産証券化手法等を活用し、公的不動産(PRE)(注2)の有効活用を推進する。

(注2) Public Real Estateの略。PREが我が国の全不動産に占める割合は約1/4と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PREを有効に活用することが重要となっている。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降(2019年度まで)
取組内容	○「PPP/PFI推進アクションプラン」の策定 ○PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築 ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)を改正し、公共施設	○PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの運用、具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援などPPP/PFI

	等運営事業の専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講じた ○構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）を改正し、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とした ○「不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用のあり方に関する検討会」において、「公的不動産（PRE）の活用事例集」を取りまとめた ○不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用の在り方に関する公的不動産（PRE）の民間活用の手引きを取りまとめ、地方公共団体に対して、不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用方法を周知するとともに関連モデル団体支援事業を実施した	の更なる活用の具体化を推進し、PPP/PFI の好事例を数多く構築 ○地方公共団体等への専門家派遣や民間事業者等の関係者との協議等を通じて、公的不動産（PRE）の証券化を進めるための条件の調査・検討を実施し、現行の手引書の改訂と実効性のある PRE 証券化ガイドの作成を行い、地方公共団体に周知・普及を図る
2020 年 KPI （成果目標）	○公的不動産の有効活用を図る PPP 事業規模（2013 年度から 2022 年度までの 10 年間）：4 兆円	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-E-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

b. 空き家対策の推進

●現在の課題

- 空き家の総数は820万戸（賃貸や売却予定のない空き家等は318万戸）（2013年）で全住宅の13.5%に上る。とりわけ地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加している。老朽化や危険性から除却が求められる空き家も多く存在する。
- 一方、既存住宅の活用については、我が国では欧米に比較し既存住宅の流通市場が小さく（全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは日本14.7%（2013年）、米国83.1%、英国87.0%）、住み替え回数も少ない（英米の1/3～1/4）ことから、結果的に十分な利活用がなされていない状況である。既存住宅の価格上の評価も一律に減価し、木造戸建ての場合、20年程度でゼロになることも、流通が進まない一因となっている。
- このため、市場において、物理的には住宅があるにもかかわらず、適正な価格で流通していない状況に加え既存住宅の質に対する不安等もあり、まちづくりにおける活用や住み替えの受け皿になっていないとの指摘もある。

●必要な対応

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策を推進する。
 - ・市町村による空家等対策計画の策定の推進
 - ・空き家に対する市町村の取組への支援
 - ①滞在体験施設としての活用など空き家の利活用の促進
 - ②居住環境の整備改善を図る観点から、老朽化等の問題がある空き家について除却を促進する取組を支援
- 空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進させる。
- 空き家を含めた既存住宅のうち利活用できるものについては、適正な価格で流通し、それらを安心して確保できるような市場を整備する。（新たな住宅循環システムの構築）
 - ・住宅の長寿命化やリフォームの推進など既存住宅の性能向上
 - ・既存住宅の建物評価の改善とその既存住宅流通市場・金融市場への定着、リフォーム一体型ローンや高齢者等の住宅資産活用のためのリバースモーゲージの供給促進等に向けた市場環境の整備
 - ・既存住宅の質に対する不安を解消するための建物状況調査（インスペクション）及び住宅性能表示の普及・定着、瑕疵保険の充実等
 - ・不動産情報に関する情報提供基盤の充実
- 民間都市開発推進機構が地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアをマネジメントしつつ、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めていく。

○クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、不動産特定共同事業制度の見直しを行う。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に併せて、「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」を策定 ○空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の活用・除却等の地方公共団体が行う空き家対策について、地方財政措置を創設 ○取引時におけるインスペクションの活用等を促進するための宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の改正	○地方公共団体が取り組む、空き家の活用・除却についての支援 ○良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築を推進する ○マネジメント型リノベーションまちづくりファンドの創設 ○不動産特定共同事業制度の見直し
2020 年 KPI （成果目標）	○空き家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合（2025 年まで）：おおむね 8 割 ○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数（2025 年まで）：400 万戸程度に抑える（2013 年：318 万戸） ○既存住宅流通の市場規模（2025 年まで）：8 兆円（2013 年：4 兆円） ○リフォームの市場規模（2025 年まで）：12 兆円（2013 年：7 兆円）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-E-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

●現在の課題

- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化する。
- 多くのインフラで維持管理に必要な情報（施設諸元、老朽化の進展状況等）が不明である。
- 地方公共団体は多くのインフラを管理するが、技術や人材、財源が不足している。

●必要な対応

- 個別施設ごとの長寿命化計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。
- メンテナンス技術の開発・導入や予防保全の考え方に基づく長寿命化の推進によって、トータルコストを縮減・平準化する。
- 地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定を促進するとともに、地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を実施する。
- 将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置等を推進するため、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」を周知する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○13 府省庁においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定（2015 年度末時点） ○インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、「インフラの戦略的な維持管理・更新等のための地方公共団体及び所管法人等に対する支援策」を取りまとめ	○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定促進 ○地方公共団体における公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づく取組の支援
2020 年 KPI （成果目標）	○インフラ長寿命化計画（行動計画）策定率：2016 年度までに 100% ○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定率：2020 年度頃までに 100% ○公共施設等総合管理計画策定率：2016 年度までに 100% ○センサ等の活用による点検・補修を実施する国内の重要・老朽インフラの割合：2020 年度頃までに 20%	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(イ)「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

(4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

(4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

(4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

(4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

●現在の課題

○中山間地域等における持続可能な地域づくりのためには、地域住民自らが主体となり、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」を策定し、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。また、地域運営組織の持続的な活動にあたっては、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携が重要である。

○また、地域の状況に応じ、地域住民の取組や交流・ふれあいを進めるための活動拠点や、生活サービスの受益や地域の仕事づくりに役立つ、利便性の高い土地利用や集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等を進めることが課題となっている。

●必要な対応

○地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成を進めるため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。

○地域の課題解決のための持続的な取組体制を確立するため、先発事例を体系的に整理・提供するとともに、各府省庁の事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）、中間支援組織等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。

○「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。

○地域で暮らしていける生活サービスを維持・確保するため、先発事例の整理・情報提供等により地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図る。

○拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。

○住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。

○域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等における自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018年頃に離島、山間部における小型無人機を活用した荷物配送を本格化させる仕組みを導入する。

○地域における仕事・収入を確保するため、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生

産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進するとともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

○将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における育成を推進する。

○生活サービス機能の向上（診療所、保育所、役場機能等の集約や、地域の公共交通の結節点整備等）、移住の促進、地域の産業や観光の振興等を図るため、「道の駅」等を核とした地方創生に資する「小さな拠点」の形成を目指した取組を支援する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○改正地域再生法の施行（「小さな拠点」の形成に係る地域再生土地利用計画制度の創設） ○窓口一元化等関係府省庁の連携した事業の実施 ○先発事例の整理・情報提供	○地方版総合戦略に基づく市町村における「小さな拠点」の本格的な形成・運営 ○地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開 ○「小さな拠点」の取組効果の「見える化」 ○改正地域再生法に基づく取組（地域再生土地利用計画の策定）の推進 ○関係府省庁の事業や地方創生推進交付金等による地域住民の取組の推進 ○「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえた地縁型組織の法人化に適した法人制度の検討 ○無人自動運転移動サービスに係る公道実証の実施
2020 年 KPI （成果目標）	○「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約等の場）の形成数：1,000 か所を目指す（2016 年度 722 か所） ○住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000 団体を目指す（2015 年度 1,680 団体）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(イ)「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

(4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

- 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましい。
- 今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

●必要な対応

- 地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、地方公共団体の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
 - ・学校を統合する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
 - ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定 ○文部科学省に休校再開支援窓口を設置	○以下の全ての場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向けた市町村の主体的な検討や具体的な取組に対するきめ細やかな支援の拡充を図る ・学校統合を行う地方公共団体の支援 ・小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ・休校した学校の再開支援の推進
2020 年 KPI（成果目標）	○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

●現在の課題

- 今後、大都市圏（特に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県）の高齢化に伴い、医療・介護需要が急速に増大する。
- 大都市圏は、交通網の発達により患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、狭い範囲に集住していることなどの特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためには、これらの特徴を踏まえた広域的な視点からの検討が必要である。

●必要な対応

- 2015 年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療・介護需要の将来推計については、都・県域を越えた患者等の大幅な移動があるため、国と都県が連携しながら、患者の流出入等の分析方法について検討し、推計に反映させる。その上で、2018 年度からの医療計画や介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を実施する。
- 大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な取組（広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等）を実施する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○東京圏の医療需要の将来推計について、国と都県が連携しながら、患者の流出入等を加味した上で推計を実施 ※介護については、2015 年度からの第 6 期介護保険事業支援計画において、2025 年度の介護需要の将来推計を実施済み	○都道府県において策定した地域医療構想を推進するとともに、国と都県が連携しながら、2018 年度からの地域医療構想を含む第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を実施
2020 年 KPI （成果目標）	○大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画を策定し、その下で施策を推進	

(４) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題
への対応

(4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

●現在の課題

○大都市近郊の住宅団地は高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行している。また、団地及びその周辺においては、

- ・見守り、介護・医療などの生活支援サービスの提供が不足している
 - ・子育て世帯が地域に定着しないなど、多様な世代によるコミュニティ形成がなされていない
 - ・賃貸住宅自体の老朽化等に伴う、建替え・改修など、団地全体の再編が必要となっている
- といった状況にある。

●必要な対応

○公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉拠点等の併設により、団地及び周辺地域に対する高齢者の地域包括ケアの拠点の形成や高齢者世帯、子育て世帯など多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動を活性化させる。

○特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、多様な主体の連携・協働により、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域を再編する。

○高齢者の増大に対応する医療・介護等の地域包括ケアシステムを構築する。

○地域包括ケアシステムと連携した「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○住宅団地等における併設施設の整備に対して支援を実施 ○地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援	○公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を促進する取組を推進
2020 年 KPI (成果目標)	○独立行政法人都市再生機構 (UR) の団地の地域の医療福祉拠点化 (大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、2020 年度までに 100 団地程度、2025 年度までに 150 団地程度で拠点化) ○高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している 100 戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合 : 25% (2014 年度 20%)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

●現在の課題

○東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

●必要な対応

○平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。
○一都三県及び国の共同開催による連絡会議の場等を活用し、一都三県が連携・協力することが効果的と考えられる取組の方向性を取りまとめ、これに基づいて、取組を進める。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○2015 年 9 月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015 年 10 月に第1版、2016 年 2 月に第2版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016 年 2 月に第1版)を公表した ○一都三県及び国の共同開催による連絡会議において、総合戦略の策定・推進等に関する情報・意見交換を行い、一都三県で連携・協力して取り組むことが効果的と考えられる少子化問題への対応などについて、その方向性を取りまとめた	○地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する ○引き続き、一都三県及び国の共同開催による連絡会議等の場を活用し、一都三県で連携して、少子化問題への対応などの取組を進める
2020 年 KPI (成果目標)	○一都三県が連携・協力して行う少子化問題への対応などの取組について、各都県の総合戦略に盛り込み、その下で施策を推進	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

●現在の課題

- 地域において住民が安心して生活することができるようにするためには、住民一人一人が防災意識を持つことが重要である。
- 地域防災の担い手となってきた消防団は地域コミュニティの維持、振興に貢献しているが、人口減少、少子高齢化に伴い、消防団員を確保することが困難となっている。
- それぞれの地域において、地域の実情に応じた、きめ細やかな災害等に関する情報を、地域の住民一人一人が瞬時に把握し、的確に行動することができる体制を確保することが求められている。

●必要な対応

- 団員数の増加している女性や大学生等の入団を更に促進すること等により、消防団員を確保・増員する。
- Ｌアラートの普及展開を加速すること等により、きめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を整備する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○安全で災害に強い社会を実現するため、「G 空間防災システム」の普及展開を図るとともに、都道府県におけるＬアラートの導入を推進	○消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ○G 空間防災システムの普及展開や都道府県におけるＬアラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組を推進 ○地方公共団体の通常防災業務の一環としてのＬアラート活用
2020 年 KPI (成果目標)	○消防団員数の維持 (2015 年 4 月時点 859,995 人 : 2016 年 4 月時点 (速報値) 856,417 人) ○全都道府県にＬアラートを導入 (2016 年 11 月 41 都道府県)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(オ) ふるさとづくりの推進

(4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

●現在の課題

- 人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」がその存在そのものの危機に瀕しつつある状況である。
- 「ふるさとづくり有識者会議報告」(2014年3月)において、ふるさとづくり推進組織との協働やふるさとづくりコーディネーターの育成による「ふるさとづくり」の担い手の育成、「ふるさと学」の推進による「ふるさと」に対する誇りの回復が提言されている。

●必要な対応

- 「ふるさとづくり」の成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域の核となる人材の育成を推進する。
- 「ふるさと」の誇りの源泉となる、固有の自然や歴史、文化等について、今一度体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育などの様々な機会において学ぶ活動を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降(2019年度まで)
取組内容	○ふるさと学の推進等に資する情報を収集し発信 ○ふるさとづくり有識者会議が取りまとめた冊子『「ふるさとづくり」の推進に向けて』をふるさとづくり推進組織に情報提供 ○ふるさとづくり実践活動チームにより、全国各地域のふるさとづくり推進組織等との意見交換等を通じて、当該地域におけるふるさとづくり活動の進展に資するとともに、その活動モデルを発信、共有して全国各地域への波及を図る取組を実施	○ふるさとづくり実践活動チームによる取組を引き続き行う
2020年KPI (成果目標)	○ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加(2013年度3,291団体)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

●現在の課題

○急速な高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する必要がある。

●必要な対応

○地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供	○地域における先駆的・優良な取組について、情報提供をはじめとした支援を継続して実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸 (2010 年比) (2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

(4)-(キ)-① 温室効果ガスの排出を削減する地域づくりの推進

●現在の課題

- パリ協定を踏まえ、世界全体での温室効果ガス排出削減が求められている中、国の地球温暖化対策計画においては、2030 年度に 2013 年度比 26%削減するという目標が掲げられ、特に、地方公共団体による取組と深く関係する家庭部門及び業務その他部門からのエネルギー起源二酸化炭素排出量については、2030 年度に 2013 年度比で約 4 割と大幅に削減することが求められている。
- このため、同計画では、地方公共団体が率先して域内での温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりを推進することが期待されている。
- また、地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号。以下、「温対法」という。）に基づき地方公共団体が策定することとされている地方公共団体実行計画に関して、2016 年の法改正により「都市機能の集約の促進」等が記載事項の一つとして明記され、同法に基づく地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。
- 都市のコンパクト化は、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる歩いて暮らせるまちづくりや、移動時間短縮によるサービス産業の生産性向上等の地域経済活性化等、様々な観点から推進しており、こうした取組は温室効果ガスの排出削減にも資する。
- 他方で、都市機能の集約が温室効果ガス排出削減と関係することについては必ずしも広く認識されていないことから、地方公共団体において今後策定される上記地方公共団体実行計画に、都市機能の集約の促進、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に関する対策・施策を盛り込み、温室効果ガス排出削減と地域の多様な課題の同時解決に向けた取組を促すことが重要である。

●必要な対応

- 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定マニュアル改訂・周知等を通じ、地域における温室効果ガスの排出削減と多様な課題の解決を両立するような対策・施策の立案・実施を支援する。
- 様々な観点からの都市のコンパクト化等を進め（「(4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」を参照）、こうした取組を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献する。

●短期・中長期の工程表

	2016 年度まで	2017 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○地方公共団体実行計画策定マニュアルの改訂 ○再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進についての計画策定・設備導入に対する支援 ○都市機能の集約の促進と低炭素型都市・地域づくりの関係についての周知・啓発等 ○「都市のコンパクト化と周辺等のネットワークの形成」にかかる取組を推進（(4)-(ア)-B-①を参照） ○環境未来都市構想推進国際フォーラムの開催等、普及促進活動を実施	○改訂後の地方公共団体実行計画策定マニュアルの周知 ○温室効果ガス排出削減と他の政策課題の解決を両立するモデル地域づくりに向けた計画策定支援 ○「都市のコンパクト化と周辺等のネットワークの形成」にかかる取組を推進（(4)-(ア)-B-①を参照） ○環境未来都市構想推進国際フォーラムの開催等、普及促進活動を実施
2020 年 KPI （成果目標）	○温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施 ○都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」にかかる目標（(4)-(ア)-B-①を参照）	